

平成 27 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

静岡大学

平成 28 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 基準ごとの評価	8
基準1 大学の目的	8
基準2 教育研究組織	9
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 学習成果	32
基準7 施設・設備及び学生支援	35
基準8 教育の内部質保証システム	42
基準9 財務基盤及び管理運営	45
基準10 教育情報等の公表	51
III 意見の申立て及びその対応	53
<参 考>	59
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	61
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	62

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

27年7月	書面調査の実施
8月～9月	運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～28年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成28年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

浅原利正	広島県病院事業管理者
荒川正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
一井眞比古	香川大学名誉教授
稲垣卓	福山市立大学長
及川良一	全国高等学校長協会顧問
尾池和夫	京都造形芸術大学長
荻上紘一	大妻女子大学長
梶谷誠	電気通信大学学長顧問
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	新潟大学名誉教授
郷通子	名古屋大学理事
河野通方	東京大学名誉教授
児玉隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島恭一	富山国際大学長
野嶋佐由美	高知県立大学副学長
早川信夫	日本放送協会解説委員
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構特別顧問

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長
稲垣 卓	福山市立大学長
尾池 和夫	京都造形芸術大学長
荻上 紘一	大妻女子大学長
児玉 隆夫	大阪市立大学名誉教授
小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
佐藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
○ 鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎ 土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
中島 恭一	富山国際大学長

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

○ 浅原 利正	広島県病院事業管理者
金井 雄一	名古屋女子大学教授
○ 上井 喜彦	埼玉大学顧問・名誉教授
川嶋 太津夫	大阪大学教授
○ 下條 文武	新潟大学名誉教授
小泉 潤二	大阪大学名誉教授
◎ 小間 篤	秋田県立大学理事長・学長
菅原 悦子	岩手大学理事・副学長
鈴木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
土屋 俊	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
濱口 哲	新潟大学理事・副学長
本家 孝一	高知大学副理事
三位 正洋	千葉大学名誉教授
宮井 清暢	富山大学教授
○ 柳澤 康信	愛媛大学名誉教授・岡山理科大学相談役
○ 山口 宏樹	埼玉大学長
山本 泰	東京大学教授
吉栖 正生	広島大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-----------|------------|
| ◎ 泉 澤 俊 一 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 梶 谷 誠 | 電気通信大学学長顧問 |
| 神 林 克 明 | 公認会計士、税理士 |
| 北 村 信 彦 | 公認会計士、税理士 |
| 竹 内 啓 博 | 公認会計士、税理士 |
| 山 本 進 一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。

(4) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成27年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

静岡大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 電子工学研究所は、平成 25 年度から 3 年間、共同利用・共同研究拠点「イメージングデバイス研究拠点」として文部科学大臣の認定を受け、最新の研究成果を大学院教育に還元している。
- 工学部の秋季入学生の受入の取組では、平成 21 年度よりインドネシア、ベトナム、タイの高校生を対象に N I F E E (National Interfacing Engineers Education) プログラムを実施しており、この取組は平成 25 年度文部科学省「国立大学改革強化推進事業」に「全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化ーターゲット・アジア人材育成拠点の構築ー」として採択され、平成 27 年度開始のアジアブリッジプログラムへと発展し、「理工系の専門性+経営学的思考、文系の専門性+理工学的思考を持つ技術と経営を俯瞰できる中核・中堅人材の育成」に成果を挙げている。
- 農学部では、平成 19 年度文部科学省現代 G P に採択された「静岡市中山間地域における農業活性化ー「一社一村しずおか運動」に連結する農業環境教育プロジェクトー」において、農業環境リーダーを育成するための事業を実施し、その後継の取組として「農業環境演習Ⅰ～Ⅲ」を開講しており、地域住民と行政との協働を通して課題解決策の試行による教育を実施している。
- 情報学研究科では、平成 20 年度文部科学省大学院 G P に採択された「マニフェストに基づく実践的 I T 人材の育成」で、5 つの実践的能力 (キャリアデザイン力、国際適応力、研究力、基礎学力、組織運営力) を有する実践的 I T 人材の育成を展開し、支援期間終了後も、アドバイザー会議制度、I T ソリューション室の活動、国内外インターンシップ事業を継続しており、「マニフェストに基づく実践的な教育方式」を実施し、成果を挙げている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成 27 年度文部科学省 C O C + に「静大発“ふじのくに”創生プラン」が採択され、地域社会が求める人材を育成する教育プログラムを構築、実践することとしており、事業期間の 5 年間で卒業生の静岡県内就職率の向上が期待される。
- 非常勤職員の業務遂行上の基礎知識や接遇スキルの向上を目的に、平成 26 年度からパート職員等研修を実施しており、今後の教育研究業務を支援する幅広い人材の養成が期待される。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一つの研究科においては、入学定員超過率が高い。
- 評価会議は部局等の自己評価の取りまとめの役割は果たしているものの、全学レベルの自己評価を行っているとはいえず、各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けが不十分である。
- 平成 27 年度の大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条において「学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。」と定めている。また、未来を拓く大学としてのビジョンと戦略を策定し、「自由啓発・未来創成」をキーコンセプトとするビジョンと教育・研究・社会連携に係る使命を定めている。

また、各学部は、学部規則に目的を定めている。例えば、情報学部では「人間の営みと情報技術が調和した豊かな社会の実現を目指す情報学の教育研究を推進し、21世紀の情報社会で先導的役割を果たす深い教養と豊かな専門知識及び高度な実践力を有する人材を育成すること」を目的としている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院規則第1条において「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与すること」と定めている。

研究科等は、各研究科等規則に目的を定めている。例えば、総合科学技術研究科では「イノベーションや社会的技術的課題の解決のために個別的な専門分野を越えて柔軟に対応することができ、ますます進展するグローバル社会化の中で、国際的な場面で活躍できる理工系人材の育成」を目的としている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。
--

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、6学部から構成され、各学部の目的に対応して計 19 学科、4 課程を設置している。

- ・ 人文社会科学部（4 学科：社会学科、言語文化学科、法学科、経済学科）
- ・ 教育学部（4 課程：学校教育教員養成課程、生涯教育課程、総合科学教育課程、芸術文化課程）
- ・ 情報学部（2 学科：情報科学科、情報社会学科）
- ・ 理学部（5 学科：数学科、物理学科、化学科、生物科学科、地球科学科）
- ・ 工学部（5 学科：機械工学科、電気電子工学科、電子物質科学科、化学バイオ工学科、数理システム工学科）
- ・ 農学部（3 学科：共生バイオサイエンス学科、応用生物化学科、環境森林科学科）

工学部は、教育研究分野の強みを明確にし、社会にとって魅力的な学科とすること、及び我が国の将来を担える人材の育成とそれを支える教育システムを創ることを目的に、平成 25 年度にそれまでの 4 学科（機械工学科、電気電子工学科、物質工学科、システム工学科）を 5 学科に改組している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

平成 26 年度までは、教養教育の統括組織として大学教育センターが教養教育の将来計画の調査、調整及び立案に関する事項等を審議していたが、平成 27 年度からは、大学教育センターは全学の教育、学生支援等の統括組織として発足した全学教育基盤機構内に位置付けられている。教養教育と専門教育の調整等、全学にわたる重要事項は全学教育基盤機構において、教養教育の実施については大学教育センターにおいて審議されている。

大学教育センター内には、全学教育科目の企画・運営を担当する全学教育科目部門が置かれ、授業計画の立案・実施に関しては同部門内の授業計画実施専門委員会が中心的な役割を果たしている。授業担当教員の確保・割り振り等の実務的作業は、この専門委員会を構成する 11 の専門分野別の科目部において行われており、全学の講師以上の専任教員はいずれかの科目部に属することが義務付けられている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
--

当該大学は8研究科、1教育部を設置し、その中に修士課程 23 専攻、博士後期課程 6 専攻、専門職学位課程 2 専攻を設けている。

- ・ 人文社会科学研究科（修士課程 3 専攻：臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻、経済専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程 1 専攻：学校教育研究専攻、博士後期課程 1 専攻：共同教科開発学専攻、専門職学位課程 1 専攻：教育実践高度化専攻）共同教科開発学専攻は、愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻と共同実施。
- ・ 総合科学技術研究科（修士課程 4 専攻：情報学専攻、理学専攻、工学専攻、農学専攻）
- ・ 情報学研究科（修士課程 1 専攻：情報学専攻）
- ・ 理学研究科（修士課程 5 専攻：数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物科学専攻、地球科学専攻）
- ・ 工学研究科（修士課程 6 専攻：機械工学専攻、電気電子工学専攻、電子物質科学専攻、化学バイオ工学専攻、数理システム工学専攻、事業開発マネジメント専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程 3 専攻：共生バイオサイエンス専攻、応用生物化学専攻、環境森林科学専攻）
- ・ 自然科学系教育部（博士後期課程 5 専攻：ナノビジョン工学専攻、光・ナノ物質機能専攻、情報科学専攻、環境・エネルギーシステム専攻、バイオサイエンス専攻）創造科学技術大学院の教育組織であり、研究組織は創造科学技術研究部である。
- ・ 法務研究科（専門職学位課程 1 専攻：法務専攻）

総合科学技術研究科は、情報学研究科、理学研究科、工学研究科、農学研究科の4研究科を統合して、平成 27 年度に設置されている。

上記のほか、当該大学と岐阜大学が協力して教育研究に当たる連合農学研究科（博士後期課程 3 専攻：生物生産科学専攻、生物環境科学専攻、生物資源科学専攻）が岐阜大学大学院に設置されている。

これらのことから、研究科・教育部及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

附置研究所として、電子工学研究所を設置し、研究施設としてグリーン科学技術研究所を設けている。学内共同教育研究施設として、大学教育センター、学生支援センター、全学入試センター、国際交流センター、情報基盤センター、防災総合センター、浜松キャンパス共同利用機器センター、教職センターを設置している。

学内共同利用施設として、こころの相談室、キャンパスミュージアム、高柳記念未来技術創造館を設置している。

教育研究成果を社会に還元し社会連携を推進するためにイノベーション社会連携推進機構を、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行うために情報基盤機構を、教育、学生支援、入学者選抜及び国際交流の推進のために全学教育基盤機構を設置している。

学部附属施設としては、教育学部附属教育実践総合センター、理学部附属放射科学研究施設、農学部附属地域フィールド科学教育研究センター、工学部附属次世代ものづくり人材育成センターを設置しており、学校園として教育学部附属の7学校園を設置している。

電子工学研究所は、平成 25 年度から 3 年間、共同利用・共同研究拠点「イメージングデバイス研究拠点」として文部科学大臣の認定を受け、最新の研究成果を大学院教育に還元している。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-1① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育研究に係る重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設置し、それを補完する学内措置の機関として教育研究等の将来計画及び基本的な施策等に関する事項を審議する企画戦略会議を設置しており、それぞれ月 1 回程度開催している。また、各学部・研究科等に教授会を置き、月 1 回程度開催している。教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等について学長が決定を行うに当たり意見を述べている。工学部、農学部は代議員会を置き、教授会を補完し、迅速な意思決定の体制をとっている。

学部・研究科等は、教務委員会、FD委員会等を置き、定期、臨時の会議を開催し、全学教育基盤機構の大学教育センターと連携しながら、教育課程や教育方法等を審議している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 電子工学研究所は、平成 25 年度から 3 年間、共同利用・共同研究拠点「イメージングデバイス研究拠点」として文部科学大臣の認定を受け、最新の研究成果を大学院教育に還元している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

平成26年度までは、「学部、大学院及び研究所に置く講座等の教員組織を定める規則」により、2学部（人文社会科学部、教育学部）に講座・学科目を、7研究科（人文社会科学研究科、教育学研究科、情報学研究科、理学研究科、工学研究科、農学研究科、法務研究科）に講座を置くことを定め、各学部・研究科に教員の大部分が配置されていた。また、創造科学技術研究部、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所には研究部門等が置かれ、そこに所属する教員は当該研究部又は関連学部・大学院の教育を担当していた。

平成27年度には学術院規則を定め、教員所属組織と教育研究組織を分離し、教員所属組織として学術院を設置し、これまでの一部局の職務担当を原則とする教員配置とは異なり、全学的な観点から教員配置を行う仕組みとしている。

これにより、現在の学部構成に対応した6つの領域（人文社会科学領域、教育学領域、情報学領域、理学領域、工学領域、農学領域）のほか、学内共同教育研究施設の教員やアジアブリッジプログラム等の新しいシステムに対応した教員等のために、新たに融合・グローバル領域を設置している。各領域には、学長が指名する領域長のほか、領域長が指名する副領域長を置いている。すべての専任教員はいずれかの領域に所属し、学部及び大学院教育のほか、全学共通教育、研究所の研究業務、全学共通部署の職務等、教育研究組織の教育研究及び管理運営等の職務を主担当として担い、主担当ではない教育研究組織の職務等においても、その要請があった場合には、領域の審議を経て副担当という形で授業等を担当している。

各領域には領域会議を設置し、教員の教育研究組織への配置や教育人事に係る業績審査等を審議している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人文社会科学部：専任 99 人（うち教授 55 人）、非常勤 14 人
- ・ 教育学部：専任 111 人（うち教授 58 人）、非常勤 33 人
- ・ 情報学部：専任 69 人（うち教授 36 人）、非常勤 0 人
- ・ 理学部：専任 73 人（うち教授 32 人）、非常勤 26 人
- ・ 工学部：専任 165 人（うち教授 60 人）、非常勤 11 人
- ・ 農学部：専任 71 人（うち教授 32 人）、非常勤 0 人
- ・ 大学教育センター：専任 11 人（うち教授 0 人）、非常勤 128 人
- ・ 教職センター：専任 2 人（うち教授 0 人）、非常勤 0 人

主要科目（必修科目又は選択必修科目）に専任の教授又は准教授を配置している割合は、学部間でばらつきがあるものの、専門科目では 81.8%、教養科目では語学科目を除けば 72.3% である。語学科目については少人数授業や複数開講への対応のため非常勤講師の担当率が高くなっているが、専任の教授又は准教授の責任の下、教育内容や成績評価に差が出ないよう実施している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員 36 人（うち教授 25 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 82 人（うち教授 58 人）、研究指導補助教員 27 人
- ・ 総合科学技術研究科：研究指導教員 380 人（うち教授 177 人）、研究指導補助教員 17 人

〔博士後期課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 7 人（うち教授 7 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 自然科学系教育部：研究指導教員 153 人（うち教授 107 人）、研究指導補助教員 0 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：15 人（うち教授 10 人、実務家教員 5 人）
- ・ 法務研究科：16 人（うち教授 9 人、実務家教員 4 人）

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該大学では、教員組織の活動の活性化を図るための基本方針を第 2 期中期計画に定めている。教員は原則公募により採用し、1 学部、2 研究科、6 学内共同教育研究施設の一部の職において任期制を導入している。

教員の年齢構成は、25～34 歳が 58 人 (8.0%)、35～44 歳が 233 人 (32.0%)、45～54 歳が 235 人 (32.3%)、55～65 歳が 196 人 (27.0%)、66 歳以上が 5 人 (0.7%) となっている。

平成 20 年度文部科学省「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」に採択された「若手グローバル研究リーダー育成プログラム」により、国際公募した 10 人の若手研究者（外国籍の者 2 人）を重点研究領域（光・

電子、情報科学、生命・環境科学) のテニュアトラックポスト (特任准教授2人、特任助教8人) に採用し、任期終了時の最終評価合格者をテニュア教員に採用している。さらに、平成23年度文部科学省テニュアトラック普及・定着事業として、独自のテニュアトラック制を実施し、採用された7人のテニュアトラック教員について、自立した研究活動を促進するための諸環境を整備するとともに、研究リーダーとなる教員・研究者へと育成する取組を推進している。

女性教員は、109人(15.0%)であり、教授35人、准教授46人、講師14人、助教14人となっている。外国人教員は36人(5.0%)であり、教授13人、准教授15人、講師4人、助教4人となっている。平成22年度には「女性研究者(教育者)採用加速システム」を、平成25年度には「外国人教員採用加速システム」を策定し、各部局等の女性研究者(教育者)及び外国人教員の新規採用に対して人件費枠配分やスタートアップ経費の補助等の財政的支援を行っている。

一定期間(6か月以上1年以内)研究に専念させるため、教員特別研修制度を設けており、平成26年度は6人が国内外の大学等に派遣されている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-1① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

採用及び昇格のための選考は、教員の就業に関する規則に従い、教育研究評議会の議を経て、学長が定める基準及び手続きにより、学長が行っている。

教員資格審査基準には、教授、准教授、講師、助教、助手の教育能力に関する要件が定められており、各学部・研究科等は、これを基に内規で教員の採用・昇格基準を定めている。また、各学部・研究科等で教員選考に関する手続きを内規等で定めており、選考(人事)委員会等が論文数等の書類審査のほか、模擬授業やプレゼンテーションを実施することにより、学士課程においては教育上の指導能力の評価、大学院課程においては教育研究上の指導能力の評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-1② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教職員人事評価実施規程により、教職員を対象とした人事評価を実施している。教員の評価については、「教員、領域の長、部局等の長及び副学長の人事評価実施要領」に基づき、教育、研究、社会・国際連携、管理運営に係る活動について、教員の所属する領域の長及び部局等の長が実施している。領域の長及び部局等の長は、所属する教員から提出された前期・後期・年間の3つの活動状況報告書、教員データベースに入力されたデータ、及び部局等の事情に応じて別に定める事項により、毎年度評価を行い、結果を学長に提出している。評価結果は給与面(昇給・賞与)の選考に反映している。しかしながら、評価結果は本人から希望があった場合にのみ開示しており、フィードバックの仕組みが十分とはいえず、改善が望まれる。なお、領域の長及び部局等の長の評価については同様の手順で学長が行っている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対しておおむね適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動に係る事務職員を本部（学務部）と学部等（学務（教務）係）にそれぞれ58人（常勤33人、非常勤25人）、48人（常勤33人、非常勤15人）配置している。また、平成24年度に技術部を設置し、技術職員を技術系学部等に計85人（常勤70人、非常勤15人）配置している。附属図書館には55人（常勤17人、非常勤38人）配置しており、そのうち常勤8人が司書資格を有している。

学部授業の教育効果を高めるために大学院学生をTAに雇用し、実験、実習等の補助業務に配置している。例えば、教育学部では「専門基礎図画工作」や「図画工作科教育法Ⅰ」等の実技の授業において個別の実技指導、材料や用具の基本的な使い方の指導等の補助として、理工系学部では実験、演習等の授業においてTAを活用し、きめ細かな指導を行っている。平成26年度のTA採用人数は延べ557人である。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学は入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を、「育てる人間像」「目指す教育」「入学を期待する学生像」の3項目に分けて定め、「失敗を恐れず若々しいチャレンジ精神をもち、人の意見によく耳を傾け、それに学び、協調性豊かに自己主張ができる人」を「入学を期待する学生像」としている。この入学者受入方針に沿って、各学部は「育てる人間像」「目指す教育」「入学を期待する学生像」「大学入学までに身につけておくべき教科・科目等」の4項目に分けて、また、各研究科等は「育てる人間像」「目指す教育」「入学を期待する学生像」「入学に必要とされる資質・能力」の4項目に分けて入学者受入方針を定めている。

学士課程の入学者選抜の基本方針は、入学者選抜方法（一般入試、推薦入試、AO入試等）別に作成した学生募集要項において学科等又は専攻ごとに明示している。また、大学院課程においても研究科等の専攻ごとに学生募集要項に明示している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程において、入学者受入方針に沿った学生の受入を図るため、選抜方法として、一般入試（全学部）のほか、推薦入試（全学部）、社会人入試（人文社会科学部夜間主コース）、私費外国人留学生入試（全学部、10月入学のアジアブリッジプログラムを含む。）、AO入試（人文社会科学部、情報学部、理学部、工学部）等を実施するとともに、入学者受入方針に即した入試科目の設定を行い、一般入試以外では個別面接等により志願者の適性、能力を審査している。大学院課程においても、入学者受入方針に沿った学生の受入を図るため、選抜方法として、一般入試のほか、社会人入試、外国人留学生入試、自己推薦型入試等を実施するとともに、試験方法として、専門分野に係る筆記試験のほか、面接又は口述試験を採用している。また、人文社会科学研究科（経済専攻）及び総合科学技術研究科（情報学専攻、理学専攻、工学専攻）では3年次生に受験資格を与えている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

当該大学では、教育・附属学校園担当理事を長とする全学入試委員会を設置し、また、各学部に入試委員会を置いている。各学部の入試委員長及び副委員長が全学入試委員会の委員を兼ねることにより、入学者選抜に係る業務の円滑な実施を図っている。

全学入試委員会の下に試験問題作成・点検・採点業務を担当する入学試験学力検査委員会を置き、入試

実施教科又は科目ごとに出題委員、採点委員を、試験問題及び正解・解答例等点検のための問題等点検委員を学長が任命している。

実施体制については、全学入試委員会の下に入試実施本部（本部長：学長）、試験場本部（本部長：学部長）を置き、試験監督及び警備等従事者が監督要領、警備実施要項に基づき試験を実施している。試験終了後、採点委員が採点・集計を行い、各学部の入試委員会が全学入試センター入試情報処理部門と共同で合否判定資料を作成し、教授会での審議を経て学長が決定している。

大学院入試も学部入試に準じた体制で実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

全学入試センター入試企画広報部門が、入試に係る調査・研究、及び入試方法の改善及び入学者の分析を所掌し、その下に入学者選抜方法研究部会を置き、入学者選抜方法の検証、改善に取り組む体制とし、入試業務終了後、結果を『入学者選抜方法研究委員会報告書』にまとめている。

平成 22 年度に提案された「入試改革に関する提言」に基づき、前期日程試験で課す教科・科目の統一を図るなどの「入試改革の基本方針」を決定している。これを受けて各学部・研究科等では平成 27 年度以降の入試改革に取り組んでいる。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 23～27 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。ただし、平成 25 年 4 月に改組された工学部については、平成 25～27 年度の 3 年分、平成 27 年 4 月に改組された総合科学技術研究科（修士課程）については、平成 27 年度の 1 年分、また、平成 24 年 4 月に設置された教育学研究科（博士後期課程）については、平成 24～27 年度の 4 年分である。

〔学士課程〕

- ・ 人文社会科学部：1.01 倍
- ・ 人文社会科学部（3 年次編入）：0.70 倍
- ・ 教育学部：1.04 倍
- ・ 情報学部：1.02 倍
- ・ 理学部：1.02 倍
- ・ 工学部：1.02 倍
- ・ 農学部：1.04 倍
- ・ 農学部（3 年次編入）：0.94 倍

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：1.01 倍
- ・ 教育学研究科：0.88 倍
- ・ 総合科学技術研究科：1.22 倍

〔博士後期課程〕

静岡大学

- ・ 教育学研究科 : 1.31 倍
- ・ 自然科学系教育部 : 1.18 倍

[専門職学位課程]

- ・ 教育学研究科 : 1.01 倍
- ・ 法務研究科 : 0.31 倍

入学定員が少人数であるという事情はあるものの、教育学研究科（博士後期課程）については入学定員超過率が高い。また、法務研究科（専門職学位課程）については入学定員充足率が低く、入学者の確保が困難であることから、平成 28 年度からの学生募集を停止することを決定している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一つの研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学の教育課程は、教養科目と専門科目の連携による4年一貫教育を通じて幅広い教養を培い、専門知識・技術を学ぶことを基本方針としている。この基本方針に則り、全学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、これに基づき各学部・学科等の教育課程の編成・実施方針を策定している。

例えば、人文社会科学部法学科においては、教育課程の編成・実施方針を次のように定めている。

「1. 基礎から応用への段階的学習に応じた科目を設定する。(後略)

2. 少人数教育に重点を置く。(後略)

3. 講義・演習を問わず、授業時間以外の積極的な自主学習を求める。(後略)」

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

教育課程は教養科目と専門科目に区分され、国際化時代の市民として求められる幅広い教養を培い、各学部で授与される学位に即した専門知識・技術を学ぶことができるように編成されている。1、2年次には主に教養科目を履修し、2、3年次と進むに従い、各学部・学科等の専門科目が増える4年一貫のくさび型教育課程が体系的に編成されている。

教養教育では、新入生セミナー、情報処理、キャリア形成科目が全学部で1年次に開講されている。また、外国語やフィールドワーク、現代教養科目等が1～4年次の間に開講されている。英語は学年が進む

につれ、TOEICの点数で履修資格者を決めるなど、授業内容のレベルを上げている。なお、教養科目の卒業所要単位数は、全卒業所要単位数の16～26%ほどを占めている。

専門教育は、各学部の教育課程の編成・実施方針に則り、学科等ごとに編成されている。専門科目は基本的には学部共通専門科目と学科等専門科目から構成され、情報学部、理学部、工学部、農学部においては、主に1、2年次で履修する学部共通開講の理系基礎科目が設定されている。理工系学部においては、卒業する学生の学位の水準を保証するために、専門科目の多くを必修科目（選択必修科目を含む。）に指定している。

平成25年度の教育課程から、授業科目に番号を付し分類する科目ナンバリングを導入している。「学年水準」等に基づく学習の段階や順序を整理し、教育課程をより体系的に理解するための一つのツールとして、履修科目を選択する際等の利用に供されている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて社会学、文学、法学、経済学、教育学、情報学、理学、工学、農学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズへの対応として、他学部等科目の履修、他大学等において修得した単位・入学前の既修得単位の認定、大学院科目の早期受講、キャリア形成支援、外国の大学への留学制度、英語教育、編入学生の受入、研究生・科目等履修生の受入、秋季入学生の受入に関する事項で種々の取組が行われている。

英語教育では、実践的英語能力を高めるため、TOEICを全学部学生対象に実施している。平成26年度の実験者数は約2,800人であり、平均点は平成24～26年度の3年間で30点程度上がっている。工学部では、平成22年度から民間の英会話教室を浜松キャンパスにおいて低価格で開講し、英語能力向上の機会を与えており、毎年度90人以上の学生が受講している。人文社会科学部では、自由参加の「人文 English Café」を催し、非常勤講師をコーディネーターとして迎え、英語のみでコミュニケーションを行う機会を提供しており、毎回平均15人程度の参加者がある。

工学部の秋季入学生の受入の取組では、平成21年度よりインドネシア、ベトナム、タイの高校生を対象にNIFEE（National Interfacing Engineers Education）プログラムを実施しており、毎年度3～10人程度の入学がある。この取組は平成25年度文部科学省「国立大学改革強化推進事業」に「全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化－ターゲット・アジア人材育成拠点の構築－」として採択され、平成27年度開始のアジアブリッジプログラムへと発展している。「理工系の専門性＋経営学的思考、文系の専門性＋理工学的思考を持つ技術と経営を俯瞰できる中核・中堅人材の育成」を目的とし、静岡の地域と産業界の国際活動の活性化への貢献を目指す同プログラムは、平成27年度にはインドを加えた4か国から学生を受け入れており、学士課程では、人文社会科学部3人、情報学部1人、理学部1人、工学部6人を、大学院課程では、総合科学技術研究科において理学専攻8人、情報学専攻5人、工学専攻29人、農学専攻9人を受け入れている。同プログラムが提供する科目は、学士課程の日本人学生54人も履修しており、そのうち副専攻としている者が43人いる。また、総合科学技術研究科における当該教育課程は、研究科共通科目、専攻共通科目、コース専門科目により構成され、いずれも英語による授業が行われている。

平成27年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に「静大発“ふじのくに”創生プラン」が採択され、地域社会が求める人材を育成する教育プログラムを構築、実践することとしており、事業期間の5年間で卒業生の静岡県内就職率の向上が期待される。

学術の発展動向、社会からの要請等への対応に関しては、各部局等で次のような特徴ある取組が行われている。

情報学部では、平成19年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「技術者の実践対応力育成カリキュラムの開発」で開発・実施した「職業人の実践対応力」を有する人材育成のための授業パッケージを、1年次の「新入生セミナー」で活用している。

理学部では、平成21年度文部科学省「理数学生応援プロジェクト」に採択された「主体性を伸ばす理数特別カリキュラムによる科学者養成プログラム」のうち、「教育プログラムの開発・実践」や「意欲・能力を伸ばす工夫した取組の実践」のプログラムを支援期間終了後も継続して実施している。

工学部では、平成18年度文部科学省現代GPに採択された「ものづくり教育はままつ10年構想—小学校中学校高等学校理科教育から技術者養成までのサーモンプロジェクト—」を支援期間終了後も継続し、2年次生は、地域の小・中学生を対象にロボット教材を用いた技術理科教育支援を行っている。

農学部では、平成19年度文部科学省現代GPに採択された「静岡市中山間地域における農業活性化—「一社一村しずおか運動」に連結する農業環境教育プロジェクト—」において、農業環境リーダーを育成するための事業を実施し、その後継の取組として「農業環境演習Ⅰ～Ⅲ」を開講しており、地域住民と行政との協働を通して課題解決策の試行による教育を実施している。

大学教育センターでは、平成24年度文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択された「中部圏の地域・産業界との連携を通じた教育改革力の強化」（基幹校：三重大学）で、プログラム「「職業人の実践対応力」を有する人材育成のための授業パッケージの利用」において、インターンシップをPBL型のアクティブ・ラーニングと結び付けた教育改善の取組を産業界と連携して実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

講義は各学部とも60～80%、演習は工学部を除く5学部で20%程度である。工学部においては、演習・実習・実験・複合型を合わせて20%程度となっている。

情報学部では、講義、演習、実験、実習を組み合わせた複合型授業を取り入れている。また、講義科目とペアになる演習・実験・実習科目（「コミュニティデザイン論」と「コミュニティデザイン論演習」、「ネットワークプログラミング」と「情報科学実験Ⅰ」等）を設定し、講義で得た知識を実践で活用できるようにしている。

工学部では、基軸教育科目の1年次科目「工学基礎実習」及び「創造教育実習」において、学生を学科横断的に班分けし（1班は8人）、工具の使い方、機械加工の仕方、測定機器の使い方、機械・電気・化学物質等を安全に使うための最低限の知識と実習、ものづくりの初歩的な研究開発等を体験させ、年度末にグループごとに作製したロボットのコンテストを行っている。また、これらの発展形として、PBLの手法を取り入れた体験的授業（「キャンパスワーク」「プログラムコンテスト」等）を各学科で展開している。

教養教育では、基軸教育科目（新入生セミナー、情報処理、英語、初修外国語）、留学生科目（日本語）

を演習により、基軸教育科目（健康体育）を講義・実技により、基軸教育科目（キャリア形成科目）、現代教養科目、留学生科目（日本事情）を講義により実施している。

学習指導法の工夫として、「新入生セミナー」を少人数（10～15人）で編成し、全学統一メニューにより、学びに必要な基本スキル（レジュメ・レポートのまとめ方、参考文献の収集と活用の仕方、プレゼンテーション、ディスカッションの方法等）のほか、図書館活用法、防災・健康管理・ハラスメント防止に係わる知識やマナーを涵養する機会を設けている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

予習・復習の確実な実行に向けた取組として、全学教育科目規程に「講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。」と定め、2単位の授業では授業時間に30時間、それに加えて予習復習に60時間が必要であることを示している。このことは各学部の学生便覧に明記し、学生への周知を図っている。また、シラバスの「予習・復習について」の欄に具体的な指示を行い、平成25年度から全学一斉に導入されたCAP制で履修科目登録単位数の上限を明確にしている。平成18年度には、成績評価を優、良、可、不可の4段階から、秀を加えた5段階へ変更するとともに、最低合格点を50点から60点に変更している。

全学教育科目の一部の英語科目においては、学生が業者教材にアクセスして自習することとし、授業での確認テスト、学生の取組状況（日時、勉強時間、教材の種類等）のサーバ記録を成績評価に反映させている。

平成24年度に学部学生を対象に実施した「『大学生活・学習』に関するアンケート」によれば、授業時間以外の1日の平均勉強時間は、0～1、1～2時間がそれぞれ48.0%、34.8%と割合が高い。学生の授業時間外での学習時間は少ないのが現状であり、必要な学習時間の確保を促す改善が望まれる。

これらのことから、おおむね単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全科目のシラバスを全学統一書式（項目：授業の目標、学習内容、授業計画、受講要件、テキスト、参考書、予習・復習について、成績評価の方法・基準、オフィスアワー、担当教員からのメッセージ）により作成し、ウェブサイト又は冊子により公開している。

シラバスの作成と更新は、全学教育科目については大学教育センターの授業計画実施専門委員会から、専門科目については各学部教務委員会から、毎年度シラバス作成の依頼文書及び書き方の説明文書を送り、教員がそれに基づいてシラバスを作成している。

入学時ガイダンスや各学期の授業開始時にシラバスの活用を説明し、利用の促進を図っており、学生には主として科目選択の際に利用されている。

平成24年度に学部学生を対象に実施した「『大学生活・学習』に関するアンケート」によれば、「シラバスから授業の概要を読み取ることができる」との問いに対し、「思う」「やや思う」と回答した学生は64.4%となっている。一方、毎学期末に行われる学生による授業評価アンケートでは、「シラバスや第1回目のガイダンスで説明された内容が授業に反映されていた」との問いに対して、5：とてもそう思う～1：

全くそう思わないの5段階評価で各学部3.8～4.2の回答となっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

大学入試センター試験を課さない推薦入試及びAO入試で合格した者の中で、希望する者に対し入学前準備教育を実施しており、提出された確認テストやレポート等の添削指導を行っている。

教養教育では、TOEIC400点未満の学生向けに週2回の「基礎英語演習」（1単位：1年次後学期以降各学期に開講）の履修を義務付けている。

工学部では、質問相談室「数学の広場」を設け、週4日、16時から18時まで専任教員が質問に答えている。また、高等学校で物理を十分に履修していない学生を対象に補講を行っている。理系基礎科目「微分積分学Ⅰ」「線形代数学Ⅰおよび演習」等6科目では、学科横断型の習熟度クラス編成で、学生のレベルに合わせた授業を行っている。

農学部では、理系基礎科目「生物学概論」「化学概論」「数学概論」を習熟度クラス編成で、学生のレベルに合わせた授業を行っている。また、補習教育科目として「理系基礎演習1」「理系基礎演習2」を開講している。

また、大学として各学部のGPA値の基準及び指導が必要である取得単位数の基準を定めており、成績不振の学生の把握に役立っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

人文社会科学部法学科、経済学科の夜間主コースでは、授業時間を平日は17時50分から21時、土曜日は14時25分から17時35分に設定し、社会人の勤務に支障のない時間割にしている。

就業形態の多様化に対応するため、平成24年度より昼間コースの履修可能単位の上限をこれまでの30単位から60単位に拡充している。共通科目については平成25年度より、従来の上限10単位の履修制限を撤廃するとともに、初修外国語の履修の選択肢を明確にし、履修プランを立てやすいようにしている。また、長期履修制度の導入により、働きながら修学する学生に配慮している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

大学の教育目標に基づき、卒業時に身に付けているべき次の4つの資質・能力を学位授与の条件としている。

「1. 専門分野についての基本的な知識を習得し、これを社会の具体的文脈のなかで活用することができ

る。

2. 外国語を含む言語運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけている。
3. 多様性を認め、幅広い視点から物事を考え、行動することができる国際感覚と深い教養を身につけている。
4. 主体的に問題を発見し、自らのリーダーシップと責任のもとで、様々な立場の人々と協同して、その解決にあたることができる。」

各学部でも、全学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて、学位授与方針が定められている。例えば、理学部では、学位授与方針を次のように定めている。

- 「1. 幅広い教養と複眼的視野、および健全な批判精神と倫理観を備えている。
2. 理学の各分野における確かな基礎学力を有し、専門的な立場から現代社会の諸問題の解決に積極的に取り組むことができる。
3. コミュニケーション能力と国際感覚を持ち、グローバルな観点から行動できる。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準を単位認定等に関する規程に定めている。すべての授業科目のシラバスに成績評価の方法・基準が記載され、それらはガイダンス、学務情報システム、学生便覧等により学生に説明され、各教員はこの基準に基づいて成績評価を行っている。

平成21年度にはGPA（Grade Point Average）制度が導入され、GP及びGPAを次の式で求めている。

$$GP = (\text{成績評価 (100点満点)} - 55) \div 10 \quad (0.5 \text{ 未満の場合は} 0.0 \text{ とする。})$$

$$GPA = \Sigma (GP \times \text{当該科目の単位数}) \div \text{履修総単位数}$$

なお、個別科目の成績評価や履修総単位数だけではなく、履修した科目の成績を年度ごとや全体として捉えることができるように、前学期・後学期の半期ごとのGPA値や累積GPA値の表示を学務情報システムで行っており、当該年度やその後の履修計画を定める際に学生が過去の成績を参照できるようになっている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の基準は、単位認定等に関する規程に定められ、100点満点中90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格としている。また、授業科目によっては、合及び否の評語で表すことができるとしている。これに基づき、各授業科目の成績評価は、シラバスにあらかじめ明示された方法と基準により行われている。

また、平成24年度に学部学生を対象に実施した「大学生活・学習」に関するアンケートによれば、「成績評価の基準が明確で適切である」の問いに対し「思う」「やや思う」と回答した学生は65.3%となっている。

「新入生セミナー」等のように、同一科目が複数クラスで開講される場合には、公平性を確保するため

に各科目の授業の目標、及び成績評価の方法・基準が統一してシラバスに記載されている。教育学部では、「消費生活科学基礎演習」等、同一科目を複数クラスで開講している 13 科目において、全担当教員と全履修生による成果発表会の実施等により、責任ある組織的な成績評価の措置がなされている。また、2 学科 3 プログラム制(情報科学科と情報社会学科で「計算機科学プログラム」「情報社会デザインプログラム」と 2 学科を融合した「情報システムプログラム」の 3 つのプログラムからなる教育システム)をとる情報学部では、3 プログラム制推進ワーキンググループが全授業科目の授業の目標の策定、及び成績評価の方法・基準の点検を統一的に行っている。

全学教育科目の成績評価後の対応としては、学生が成績評価に関して疑義を持った場合の手続きが保障され、全学教育科目履修案内への記載により学生への周知を図っている。学生から学務(教務)係を通じて申し出があった場合、担当教員は「全学教育科目担当教員教務マニュアル」に従い対応している。専門科目に関する成績の異議申立ての手続きは、訪問調査時において情報学部及び農学部では策定されていなかったが、平成 27 年度中に策定され、全学部において異議申立ての体制が整備されている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

卒業認定基準は、学位授与方針に基づいて決められ、学則第 38 条に定められている。また、各学部規則に、共通科目と専門科目のそれぞれで卒業に必要な所定の単位を定めている。卒業認定基準は、ガイダンス、学務情報システム、学生便覧、ウェブサイト等により学生に周知を図っている。

認定基準に基づいた卒業認定が教授会又は卒業判定会議(人文社会科学部)において審議され、不合格の場合は、一人一人不足の単位や不合格理由を認定基準に即して確認するなど、認定の正確さに万全を期している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程(専門職学位課程を含む。)>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院の教育課程の編成・実施方針を大学として次のように定めている。

- 「1. 修士課程、専門職課程においては、各研究科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、それぞれの専門分野についての深い知識をもとにした研究能力ないし高度な専門職を担う能力を身につけるための系統的な授業配置と研究指導を行う。
2. 博士課程においては、各研究科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、それぞれの専門分野についての自立的な研究を進めることができ、研究者ないし高度な専門職従事者として活動できる能力を身につけるための系統的な授業配置と研究指導を行う。」

各研究科等は、それぞれの専門性と学位授与方針に適合する教育課程の編成・実施方針を定めている。例えば、総合科学技術研究科(修士課程)の農学専攻では、教育課程の編成・実施方針を次のように定めている。

- 「1. 地域や国際社会の発展に関わる専門分野について多くの基礎知識とともに、実験・演習を重視した教育研究により応用力を修得する。

2. 職業人・社会人となる際の基本的な素養を修得し、また、関連産業と研究との関係を広く理解することにより、将来の研究におけるバックボーンを形成する。
 3. 自然科学における多様な先端的分野に関する知識や、技術者倫理・社会観を総合的に修得し、専門分野だけでなく周辺領域や融合領域を広く学ぶ。」
- これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科等は、それぞれの教育目的と取得学位に即して教育課程の編成・実施方針を作成しており、その方針に適合するように教育課程を体系的に編成している。授業科目は、専門科目、共通科目、総合講義、特別演習（研究指導）等により構成され、必修科目、選択科目、選択必修科目等からなる。

教育学研究科では、学校教育研究専攻内に11専修を置き、各専修は実践力の養成を重要視して、「子ども・教育基礎研究」「学校教育実践研究」（発達教育学専修）等、2科目の共通実践科目を設けている。また、専攻全体に共通して「教職キャリア形成論」等7科目の共通科目を開講して、バランスのとれた資質形成に配慮している。

高度先端技術者及び研究者を養成することを目的とする自然科学系教育部では、最新の知識修得のため「光子・電子のナノサイエンスと工学応用」「情報科学・ナノサイエンス」等16科目をすべての専攻の共通科目（短期集中型講義）として開講している。

専門職学位課程を除く大学院課程の修了生に授与される修士又は博士の学位には、専攻分野に応じて臨床人間科学、文学、経済学、教育学、情報学、理学、工学、農学、学術の名称を付記している。また、専門職学位課程の修了生には、専攻分野に応じて教職修士（専門職）、法務博士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズへの対応として、他研究科等科目の履修、他大学において修得した単位・入学前の既修得単位の認定、資格取得のための学部科目の受講、インターンシップ、海外留学制度、社会人等の学びの環境の整備等の種々の取組が行われている。

学術の発展動向、社会からの要請等への対応としては、各研究科等において次のような取組が行われている。

人文社会科学研究科臨床人間科学専攻では、平成21年度文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択された「対人援助職の倫理的・法的対応力の育成」において、支援期間終了後も実証的研究能力を基盤にした総合的な実践能力の向上のための教育改革に取り組み、講演会や研究会を開催している。

情報学研究科では、平成18年度文部科学省「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」に採択された「OJL（On the Job Learning）による最先端技術適応能力を持つIT人材育成拠点の形成」（基幹校：名古屋大学）に基づいて、名古屋大学、愛知県立大学、南山大学及び地元企業との共同事業のリモート拠点として、組込ソフトウェア開発分野における先端技術者の育成及び育成モデルの形成事業を展開

しており、4年間の支援期間終了後も大学院課程におけるプログラムの1つとして継続している。また、平成20年度文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に採択された「マニフェストに基づく実践的IT人材の育成」で、5つの実践的能力（キャリアデザイン力、国際適応力、研究力、基礎学力、組織運営力）を有する実践的IT人材の育成を展開し、支援期間終了後も、アドバイザリー会議制度、ITソリューション室の活動、国内外インターンシップ事業を継続しており、「マニフェストに基づく実践的な教育方式」を実施し、成果を挙げている。

理学研究科では、平成18年度に数学専攻を除く4専攻に専攻横断型の「放射科学教育プログラム」を開設し、「放射線測定・解析特論」等からなる教育課程を編成して、放射線の専門知識・技術を付加価値として有する人材の養成を行っている。

工学研究科では、日本人学生の英語力の向上と留学生の受入促進の両方に対応できるように英語で講義する授業（平成25年度は21科目開講）を設けている。

農学研究科では、平成23年度に社会人向けの「農業ビジネス企業人育成コース」（入学定員5人）を共生バイオサイエンス専攻内に設置している。同コースでは、農業を新たなビジネスとして起業を目指すために必要な知識、情報を習得するために、静岡県内外の大学、静岡県経済産業部及び関連企業が連携して教育研究を行っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

全研究科等において大学院課程における教育の目的に照らして、対話・討論を重視した少人数授業、講義と演習の併用型授業、学際的講義、地域連携授業等多様な授業形態を取り入れ、バランスに配慮している。

教育学研究科では、学習指導法に関して次のような取組を行っている。

1. フィールドワーク教育：「学校教育実践研究」等で、協力連携校・附属学校でのフィールドワークを取り入れている。また、「幼児教育学演習」等で幼稚園・保育所の観察実習、「地理学特論Ⅰ」で地場産業の見学を取り入れるなど、地域と連携した実践的な授業を行っている。
2. 複数教員による授業担当：「国際理解教育専門研究」「環境教育専門研究」等で、専門の異なる教員が複数で授業を担当している。
3. 高度な専門教育：「理科教育実践研究」では附属学校の研究との連携、「地学特論Ⅰ」では学会・講演会への参加、「社会科教育実践研究」では教育委員会の協力を得るなど、各分野の専門性を高度に発展させた授業を展開している。

農学研究科では、講座共通科目として3～5単位の特別演習を開講しており、国際的に通用するプレゼンテーション能力やディベート力の養成、英語論文の作成指導等、実践力向上のための授業内容となっている。

自然科学系教育部では、すべてが20人以下の少人数授業であり、対話・討論を取り入れている。専門教育や共通科目の多くを3人程度の教員によるオムニバス形式で行い、深い専門知識の習得や多様な専門的視点を涵養することが可能となっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

大学院規則で各研究科等における授業形態ごとの授業1時間当たりの学習時間（講義：2時間、演習：2時間又は0.5時間、実験・実験及び実技：0.5時間又は0時間）を定めるとともに、各研究科等の学生便覧でそれを明記し、年度当初のガイダンスで学生に周知を図っている。また、シラバスに「予習・復習について」欄を設けて、講義に対する十分な予習・復習を具体的に指示するようにしている。専門職学位課程（教育学研究科教育実践高度化専攻、法務研究科）では、CAP制を導入し1年間の履修登録の上限数を定めている。

平成21年度に実施した学生生活実態調査によれば、授業時間以外の1日の平均学習時間は3時間、又は5時間以上と回答した学生が多い。一方、理学研究科においては0時間と回答した学生が25.7%となっている。設問の仕方や、調査の頻度等、適切な授業時間外の学習時間の把握が望まれる。

これらのことから、おおむね単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全科目のシラバスを全学統一書式（項目：授業の目標、学習内容、授業計画、受講要件、テキスト、参考書、予習・復習について、成績評価の方法・基準、オフィスアワー、担当教員からのメッセージ）により作成している。ほとんどの研究科等ではウェブサイトにおいて公開しているが、教育学研究科共同教科開発学専攻では紙媒体を学生に配布し、法務研究科では電子媒体と紙媒体を学生に配布している。年度当初のガイダンスではシラバスの活用方法について説明を行っており、学生には科目選択の際や授業内容の確認のために利用されている。

平成24年度に大学院学生を対象に実施した「大学生生活・学習」に関するアンケートによれば、「シラバスから授業の概要を読み取ることができる」との問いに対し「思う」「やや思う」と回答した学生は58.3%となっている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院規則において教育方法の特例について定め、人文社会科学研究科、教育学研究科（学校教育研究専攻）、総合科学技術研究科（情報学専攻、工学専攻）、情報学研究科、工学研究科において、各研究科規則で夜間の指導を認めている。

人文社会科学研究科及び教育学研究科においては、夜間、休日、夏季及び冬季休業期間中に開講するなど弾力的な時間割編成や長期履修制度等、社会人が就労しながら学ぶための配慮をしている。

情報学研究科及び総合科学技術研究科（情報学専攻）においては、情報推進コーディネーター人材の育成を目的とする「社会人リフレッシュ教育特別コース」（入学定員5人）を設置し、特別プログラムを設け、夜間・休日開講や集中講義等の柔軟な開講形態をとり、さらに、研究指導においてはインターネットを活用している。工学研究科及び総合科学技術研究科（工学専攻）においては、主に社会人を対象に技術経営に係る教育を行う「事業開発マネジメント専攻」（入学定員10人）で、夜間及び土曜日に授業が設定されている。また、インターネットによる東京オフィスを利用した遠隔講義も行われている。さらに、夜間や

週末の講義、インターネットを利用した e-learning、出張講義等を実施している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院規則に「研究科等における研究指導は、原則として研究指導の補助を担当する教員を含めた複数の教員によって行うものとする。」と定め、正副合わせて2人以上の指導教員による個別指導により研究が行われている。研究室ゼミや中間発表会で経過報告がなされ、学生の研究の進捗状況に応じてアドバイスが行われている。加えて、外部との研究交流促進を目的として、国内外の学会発表やインターンシップが行われている。優秀な学生においては、研究者としての資質を更に伸ばすため、TA又はRAに採用し、より高度な技術や知識の修得を課している。学位論文の執筆と発表に関しても、指導教員による指導・アドバイスが行われている。

研究倫理に関わる研修について、人文社会科学研究科では、CITI Japan プロジェクトを受講し、合格を義務付けている。その他の研究科等では、それぞれの事情に応じた研究倫理教育の取組を進めている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学の教育目標に基づき、修了時に身に付けているべき次の資質・能力を学位授与の条件としている。

- 「1. 修士課程、専門職課程においては、専門分野についての深い知識をもとにした研究能力ないし高度な専門職を担う能力を身につけている。
2. 博士課程においては、専門分野についての自立的な研究を進めることができ、研究者ないし高度な専門職従事者として活動できる能力を身につけている。」

研究科等でも、個々の教育内容に合わせた学位授与方針を作成している。例えば、自然科学系教育部では、学位授与方針を次のように定めている。

- 「1. 専攻・分野ごとに定められる学術論文数等のガイドライン基準を満たし、専門領域における深い知識を有していること。
2. 時代に即応した幅広い素養及び国際性豊かな知識を有し、地域社会や国際社会の期待に応えられる創造力、問題発見能力、自己解決力、コミュニケーション能力を有していること。」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

大学院規則に成績評価及び修了認定に係る基本原則が定められ、単位認定等に関する規程によって成績評価基準が定められている。シラバスには個別科目ごとの成績評価の方法・基準が記載されている。これらはガイダンス、学務情報システム、学生便覧等により学生に周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の方法・基準はシラバスに明記されており、担当教員はその基準に基づいて成績評価を行っている。また、人文社会科学研究科臨床人間科学専攻では、成績評価する際に重視するポイントを定め、この項目に焦点を当てた成績評価を行うことで、専攻における成績評価の在り方の統一を図っている。

成績評価の分布表が研究科・専攻等ごとに作成されており、それによれば、どの研究科・専攻等においても秀と優を中心とした分布となっている。

平成 24 年度に大学院学生を対象に実施した「「大学生生活・学習」に関するアンケート」によれば、「成績評価の基準が明確で適切である」の問いに対し「思う」「やや思う」と回答した学生は 58.1%となっている。

すべての研究科等において、学生が成績の内容に疑義がある場合、授業担当教員のほか、学務係に異議申立てを行うことができる。これらの手続きについては訪問調査時において策定されていなかったが、平成 27 年度中に策定され、全研究科等において異議申立ての体制が整備されている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

専門職学位課程を除く研究科等の学位論文に係る評価基準は各研究科等で定められている。例えば、農学研究科では、「1) 研究課題に関する背景と目的が明確にされていること、2) 研究計画や研究方法が十分に吟味されていること、3) 得られた結果に基づく結論が論理的に導かれていること、4) 論文の内容に新規性、独創性、または有用性のいずれかが含まれていること」と定めている。審査体制と修了認定に関しては学位規程と大学院規則に定められており、学生便覧や年度当初のガイダンスで学生に周知を図っている。これらの規則に基づき、特別研究における複数の審査員による審査が行われた後、合否が認定されている。

専門職学位課程（教育学研究科教育実践高度化専攻、法務研究科）においては、学位授与方針に従い、課程修了に必要な最低限のGPA値を含む修了要件を規則に定めており、ウェブサイト、シラバス、学生便覧、ガイダンス等を通じて学生に周知を図っている。

なお、一部の研究科等では、学位論文の審査に当たり、剽窃防止ソフトを活用している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 工学部の秋季入学生の受入の取組では、平成 21 年度よりインドネシア、ベトナム、タイの高校生を対象に N I F E E (National Interfacing Engineers Education) プログラムを実施しており、この取組は平成 25 年度文部科学省「国立大学改革強化推進事業」に「全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化－ターゲット・アジア人材育成拠点の構築－」として採択され、平成 27 年度開始のアジアブリッジプログラムへと発展し、「理工系の専門性＋経営学的思考、文系の専門性＋理工学的思考を持つ技術と経営を俯瞰できる中核・中堅人材の育成」に成果を挙げている。
- 農学部では、平成 19 年度文部科学省現代 G P に採択された「静岡市中山間地域における農業活性化－「一社一村しずおか運動」に連結する農業環境教育プロジェクト－」において、農業環境リーダーを育成するための事業を実施し、その後継の取組として「農業環境演習Ⅰ～Ⅲ」を開講しており、地域住民と行政との協働を通して課題解決策の試行による教育を実施している。
- 情報学研究科では、平成 20 年度文部科学省大学院 G P に採択された「マニフェストに基づく実践的 I T 人材の育成」で、5 つの実践的能力（キャリアデザイン力、国際適応力、研究力、基礎学力、組織運営力）を有する実践的 I T 人材の育成を展開し、支援期間終了後も、アドバイザー会議制度、I T ソリューション室の活動、国内外インターンシップ事業を継続しており、「マニフェストに基づく実践的な教育方式」を実施し、成果を挙げている。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 27 年度文部科学省 C O C + に「静大発“ふじのくに”創生プラン」が採択され、地域社会が求める人材を育成する教育プログラムを構築、実践することとしており、事業期間の 5 年間で卒業生の静岡県内就職率の向上が期待される。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 22～26 年度の学士課程の標準修業年限内卒業率の平均は 81.0%となっている。標準修業年限内卒業率の平均が 70%台の学部もあるが、「標準修業年限×1.5」年内卒業率の平均はどの学部においてもおおよそ 90%を超えている。

平成 22～26 年度の修士課程の標準修業年限内修了率の平均は 82.0%となっている。標準修業年限内修了率の平均が 70%程度となる研究科もあるが、「標準修業年限×1.5」年内修了率の平均はどの研究科においてもおおよそ 90%を超えている。

平成 22～26 年度の博士後期課程の標準修業年限内修了率の平均は 45.1%であり、特に自然科学教育部の平成 24～26 年度の標準修業年限内修了率の平均は 30%程度と低い。

平成 22～26 年度の専門職学位課程の標準修業年限内修了率の平均は 72.3%となっているが、法務研究科（3年課程）については、平成 24～26 年度の標準修業年限内修了率の平均は 30%程度と低い。

平成 24～26 年度において、教育職員免許状取得者は教育学部・教育学研究科で毎年度延べ 1,100 人程度と多いが、それ以外の学部・研究科等でも毎年度延べ 200 人程度が取得している。その他の取得されている資格として学芸員（人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部）、技術士補（工学部、農学部）、社会教育主事（教育学部）、社会調査士（人文社会科学部、情報学部）、食品衛生監視員（農学部）、食品衛生管理者（理学部、農学部）、測量士補（理学部、農学部）、保育士（教育学部）、放射線取扱主任者（理学部）がある。

また、学士課程及び大学院課程の学生とも在学中に学内外の種々の賞を受けている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 24 年度に「大学生生活・学習」に関するアンケートを実施している。卒業予定者を対象とした「学業の到達度について」においては、「専門分野に関する知識・技術」に関して 80.4%の学生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。また、「幅広い教養と基礎学力」「問題発見／分析／解決能力」「チームワーク」に関しては 70%以上の学生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。一方、「英語の能力」「初修外国語の基礎知識」「国際的視野」については「とても身についた」「やや身についた」と回答した学生は、それぞれ 22.9%、29.3%、37.6%となっている。特に「英語の能力」について「とても身についた」「やや身についた」と回答した学生は、教育学部では 16.6%、

工学部では19.4%であり、改善が望まれる。教育に関する総合的な満足度は、各学部において「満足」と回答した学生は8.0～16.1%、「まあ満足」と回答した学生は62.1～69.2%となっている。

大学院修了予定者を対象とした「学業の到達度について」においては、「専門分野に関する知識・技術」に関して85.8%の学生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。また、「問題発見／分析／解決能力」「プレゼンテーション能力」「コミュニケーション能力」「コンピュータ活用能力」「チームワーク」に関しては70%以上の学生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。修了生独自の項目「高度な専門的知識と研究能力」に関しては72.3%、「専門的職業人に必要な高い能力」に関しては58.7%の学生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。一方、「英語の能力」「国際的視野」については「とても身についた」「やや身についた」と回答した学生は、それぞれ38.4%、39.3%となっている。特に「英語の能力」について「とても身についた」「やや身についた」と回答した学生は、教育学研究科では16.6%であり、改善が望まれる。教育に関する総合的な満足度は、各研究科等において「満足」と回答した学生は14.3～53.6%、「まあ満足」と回答した学生は31.9～66.1%となっている。

学士課程、大学院課程ともに、上記の調査結果を踏まえて、英語の能力向上のための取組が進められている。

これらのことから、おおむね学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業生の平成22～26年度における平均就職者の割合（就職決定者数／卒業者数）は人文社会科学部79.1%、教育学部75.2%、情報学部65.4%、理学部40.1%、工学部38.6%、農学部46.8%で、文系学部で高い傾向がある。平均就職率（就職決定者数／就職希望者数）は人文社会科学部88.3%、教育学部87.2%、情報学部95.3%、理学部84.5%、工学部96.4%、農学部89.8%と、90%前後である。進学率は平均就職者の割合と相補的で、理系の3学部で高い傾向にある（理学部52.0%、工学部58.7%、農学部45.9%）。

大学院修了生の平成22～26年度における平均就職者の割合は人文社会科学研究科64.5%、教育学研究科70.7%、情報学研究科85.9%、理学研究科82.5%、工学研究科94.4%、農学研究科84.9%、自然科学系教育部60.5%である。平均就職率は90%前後であるが、人文社会科学研究科と教育学研究科は相対的にやや低く、情報学研究科と工学研究科は100%に近い。

卒業生の就職状況は、人文社会科学部では公務員、教育学部では教育・学習支援業、情報学部では情報通信業、工学部では製造業の比率が高いなど、学部ごとの人材の育成の目的に対応した特色がみられる。

修了生についても同様の傾向である。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成24年度に卒業後3年目の卒業生に対して「静岡大学に関するアンケート」を実施している。「学生生活を通じて身につけることができたと思う能力」においては、「専門分野に関する知識・技術」に関して86.6%の卒業生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。また、「幅広い教養と基礎学力」「問題発見／分析／解決能力」「コミュニケーション能力」「チームワーク」に関しては70%以上の卒業生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。一方、「英語の能力」「初修外国語の基礎知識」「国際的視野」「リーダーシップ」については、それぞれ19.6%、29.0%、29.3%、38.0%の卒業生が「身についた」「やや身についた」と回答している。

平成 24 年度に卒業生の就職先等の関係者に対して「静岡大学卒業生に関するアンケート」を実施している。「過去5年間に採用した静岡大学学生の能力の習熟度」においては、「専門分野に関する知識・技術」「幅広い教養と基礎学力」「問題発見／分析／解決能力」「文章読解・表現能力」「コミュニケーション能力」「チームワーク」で70%以上が「十分習得していた」「ある程度習得していた」と回答しているが、「英語の能力」「国際的視野」では、それぞれ 30.5%、28.7%が「十分習得していた」「ある程度習得していた」と回答している。

平成 24 年度に修了後3年目及び5年目の修了生に対して「静岡大学に関するアンケート」を実施している。「学生生活を通じて身につけることができたと思う能力」においては、「専門分野に関する知識・技術」に関して88.9%の修了生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。また、「幅広い教養と基礎学力」「問題発見／分析／解決能力」「文章読解・表現能力」「プレゼンテーション能力」「コミュニケーション能力」「コンピュータ活用能力」に関しては70%以上の修了生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。一方、「英語の能力」「国際的視野」については、それぞれ28.4%、25.0%の修了生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。修了生独自の項目「高度な専門的知識と研究能力」に関しては77.3%、「専門的職業人に必要な高い能力」に関しては63.3%の修了生が「とても身についた」「やや身についた」と回答している。

平成 24 年度に修了生の就職先等の関係者に対して「静岡大学大学院修了生に関するアンケート」を実施している。「過去5年間に採用した静岡大学大学院修了生の能力の習得度」においては、「専門分野に関する知識・技術」「幅広い教養と基礎学力」「文章読解・表現能力」「コミュニケーション能力」「コンピュータ活用能力」「チームワーク」で70%以上が「十分習得していた」「ある程度習得していた」と回答しているが、「英語の能力」については、35.6%が「十分習得していた」「ある程度習得していた」と回答している。修了生独自の項目「高度な専門的知識と研究能力」に関しては65.7%、「専門的職業人に必要な高い能力」に関しては57.5%が「十分習得していた」「ある程度習得していた」と回答している。

これらのことから、英語の能力等の習得に課題はあるものの、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、静岡キャンパス、浜松キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は静岡キャンパスが244,092㎡、浜松キャンパスが121,992㎡である。また、両キャンパスの校舎等の施設面積は、計194,011㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

両キャンパスは、講義室、演習室、実験・実習室、研究室、図書館等を有しており、講義室等の平均稼働率は53.0%である。また、運動場、体育館等の各種の体育施設を備え、正課教育や課外活動で活用されている。

学内の施設、設備等の充実・維持管理のため、全体計画・長期計画を示したキャンパスマスタープラン及び年度ごとの中期実行計画を示した「キャンパスマスタープラン2010-2015」が策定され、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面の整備が段階的に実施されている。農学部の施設(16,260㎡)は改築工事が進められており、平成28年4月より供用開始の予定である。また、当該大学は、「東海地震+東南海地震」の地震域にあり地震防災対策強化地域に指定されているが、大規模施設はほとんど耐震化が完了している(耐震化率:98.8%)。

静岡キャンパスは最大高低差62mの起伏に富んだ地形にあり、平地にある浜松キャンパスに比べて、バリアフリー化に対する課題は多い。障害者が大学構内を移動する場合は、建物の玄関まで自動車移動することを基本としている。平成24年度に在学学生を対象に実施した「大学生活・学習」に関するアンケートによれば、「施設のバリアフリー化が進んでいるか」との問いに対して、静岡キャンパスでは学部学生の66.8%、大学院学生の76.3%が、浜松キャンパスでは学部学生の42.2%、大学院学生の46.5%が「どちらともいえない」「あまり思わない」「思わない」と回答しており、特に静岡キャンパスの学生からはバリアフリー化が不十分であると見られている。

安全面の配慮については、保健センターと保健管理委員会が主に健康について、防災総合センターと防災対策委員会が防災について、その他の安全対策は、キャンパスごとの安全衛生委員会や各部局等の安全衛生管理委員会が対応している。キャンパスごとに安全衛生委員会の下で衛生管理者及び産業医が職場巡視による定期的な点検を行い、通路障害物、棚等の転倒防止策による災害時の避難経路確保等の改善を行っている。

防災面の配慮については、大規模地震発生時等における学生、役員及び教職員の安否確認を行うため、安否情報システムの管理・運用を取り決めている。このシステムは、地震等の際に、各人が安否情報を登録することにより、登録された安否情報をパソコンや携帯電話等を用いて大学や保護者が確認することが

できるようになっている。

防犯面の配慮については、平成 25 年度にキャンパス及び建物の防犯対策におけるセキュリティ対策の方針を策定し、方針に沿ってキャンパス内各建物の整備やキーシステム及び玄関入退システムを計画することを定め、整備を進めている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への対応にまだ課題はあるものの、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学では、学内共同教育研究施設である情報基盤センターが、学内基幹ネットワークの管理、遠隔講義システムの管理、教育用サーバ及び端末の管理を担っており、情報セキュリティマネジメントシステム ISMS (ISO/IEC27001) と IT サービスマネジメントシステム ITSMS (ISO/IEC20000-1) の 2 つの国際認証を取得している。また、平成 22 年度に行ったクラウド情報基盤整備によって、セキュリティの確保や安定運用が維持しやすい環境が整備されている。研究・教育・運営に係わる 300 台近いサーバがキャンパス外にある商用クラウドセンターで稼働している。

情報基盤センターは、情報端末、各種教育支援ソフトウェアを整備し、学生にネットワーク ID を付与しており、教養科目「情報処理」等の授業（平成 26 年度利用実績：40 クラス、2,035 人履修）及び授業時間外の自主学習に活用されている。平成 25 年度より、クラウド&クラウドコンピューティングによるウェブ動画サイト「静岡大学テレビジョン、クラウドユニバーサルデザイン」を開設し、大学の概要、活動内容を容易に知ることができるようになっている。また、静岡・浜松の両キャンパスの 180 か所以上に無線 LAN ポイントを設置しており、パソコンやスマートフォン等から、学内 LAN へ接続が可能となっている。

大学教育センターは、授業支援教材としてクリッカーやタブレット型端末の貸出を行っており、授業におけるアクティブ・ラーニングの促進や学生の自習用として活用されている。

各学部・研究科等においても情報コンセントの整備を行い、学内 LAN 経由で学術情報を利用できる環境になっており、授業や自主学習に活用されている。また、各学部・研究科等から図書館ウェブサイトを通して OPAC（所蔵資料・オンラインリソース検索）と myLibrary（学内者向け個人サービス）の利用が可能となっている。

遠隔講義システムは、静岡キャンパス共通教育 A 棟 301 号室、及び浜松キャンパス工学部総合研究棟 24 教室に導入されている。自然科学系教育部でも、静岡・浜松の両キャンパスの施設の整備を行い、テレビ会議システムによりキャンパス間での会議やセミナー等の同時開催を可能にしている。

学務情報システムには学生個人のメールアドレス（大学のメールアドレス、携帯電話等のメールアドレス）が登録されており、学生に対する学務情報の提供（履修登録、授業連絡、休講連絡等）は、従来の掲示版に加え、学務情報システムを通じて学生個人へのメール配信の形で行われている。休講情報はメール配信に加えて、学務情報システムと連動した電子掲示板上に随時最新の情報を掲載し、学生に周知を図っている。

平成 24 年度に在学学生を対象に実施した「「大学生活・学習」に関するアンケート」によれば、「インターネットにアクセスする環境が整備されているか」との問いに対して学部学生の 68.3%、大学院学生の 78.0% が「思う」「やや思う」と回答している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されている

と判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

静岡キャンパスに附属図書館本館（静岡本館）、浜松キャンパスに分館（浜松分館）を置き、附属図書館委員会が両館の一体的運営を図っている。

平成26年度の所蔵図書冊数は、1,194,474冊（静岡本館906,576冊、浜松分館287,898冊）であり、研究用図書受入冊数は6,052冊、視聴覚資料14,904タイトル、冊子体雑誌の購入受入タイトル数1,165タイトルである。また、電子ジャーナル（5,581タイトル）、二次資料データベース（22タイトル）がオンラインにより利用可能である。

学生用図書については、各専門分野の教員及び図書館職員から構成される学生用図書選定部会を設置して、教職員により推薦された図書の中から学生用図書としてふさわしい図書の選定を行っている。

座席数は、静岡本館534席、浜松分館575席である。開館日、開館時間は、両館ともに、授業期は平日9時から22時、土曜・日曜・祝日10時から19時、試験対応期は平日9時から22時、土曜・日曜・祝日9時から21時、休業期は平日及び土曜・日曜・祝日9時から17時である。年間開館日数は、両館ともに330日程度を維持している。新学期に新入生全員に対して図書館利用セミナー・ベーシック編と図書館利用セミナー・アドバンス編を実施している。

年間を通して、図書・雑誌貸出、文献複写、相互貸借、ウェブサイトによるOPAC、CiNii Articles（論文情報検索）、電子ジャーナル、二次文献データベースの利用、携帯端末による貸出状況確認、文献複写申込等のサービスを提供している。

平成26年度の入館者数は静岡本館で約24万人、浜松分館で約17万人、館外貸出冊数はそれぞれ約57,000冊、30,000冊となっている。また、電子ジャーナルアクセス数は約27万回である。

平成24年度に在学生を対象に実施した「「大学生活・学習」に関するアンケート」によれば、「図書館に勉学に必要な蔵書や学習環境が整備されているか」との問いに対して学部学生の73.6%、大学院学生の67.6%が「思う」「やや思う」と回答している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館静岡本館では、ハーベストルーム（68席）が会話可能なグループ学習のスペースとして、また個人ブース6室が個人学習スペースとして利用されている。浜松分館では、グループワークエリア（18席）、PCワークエリア（22席）、広い机で学習できるパーソナルワークエリア（6席）を整備し、自主学習のための環境を整備している。情報基盤センターにおいては、6室の実習室を整備しており、実習で使用していないときは、学生に開放し、自主学習のための環境を整えている。

学部等でも自習室、パソコン、情報ネットワーク等が整備されている。例えば、理学部では、学科ごとに図書室、自習室、セミナー室、情報機器室等自主学習に使用できる部屋を用意している。また、建物のフロアごとにリフレッシュルームが配置され、学生と教員、学生同士の自由討論の場として活用されている。工学部では、各学科の建物に合計223席のリフレッシュスペースを設置している。また、自主学習用スペースとして各棟に開放教室を設け、平日の授業時間を除き22時まで利用できるようにしている。

平成24年度に在学生を対象に実施した「「大学生活・学習」に関するアンケート」によれば、「自習ス

ペースやラウンジが整備されているか」との問いに対して学部学生の61.9%、大学院学生の61.0%が「思う」「やや思う」と回答している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-1① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

各学部では、学生便覧を配布し、教務委員会が年度初めに年次ごとのガイダンスを実施している。新入生に対しては、授業科目や専門の選択のためのガイダンス、各科目の履修方法・卒業要件に関するガイダンス等を行っている。また、新入生セミナー担当者による個別履修指導を行うほか、各学期初めにブースを設け履修相談に対応している。2～4年次生に対しては、学年に応じた履修指導を行うとともに、コース選択のある学部では、コース選択のための全体ガイダンスやコース別ガイダンス等を実施している。

各研究科等では、学生便覧を配布し、専攻長が各年度初めに専攻内の授業及び専攻横断的に開講されている授業に関するガイダンス、資格取得に関するガイダンス、インターンシップ等の履修指導等を実施している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-1② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関する学生のニーズについては、教務課や学生支援課等での窓口対応、指導教員による面談、授業におけるコメントペーパー、学生との各種懇談会の開催、「大学生活・学習」に関するアンケート等を通して把握に努めている。

教職員による学習相談、助言・指導等については、次のような対応を行っている。(1) 指導教員が指導学生(1～3年次では10人程度でクラスを編成、3、4年次、大学院課程では研究室所属学生)に対し、オフィスアワー、電子メール、学生相談週間(人文社会科学部、情報学部)により対応している。(2) 大学教育センターキャリアデザイン教育・FD部門では、平成23年度以降、それまでの中間アンケートに替わり、学生からの授業内容について質問・疑問を受け付け、学生とのコミュニケーションを図るためのツールとして、コメントペーパーを導入している。(3) なんでも相談窓口(学生生活課)、学生相談室(学生支援センター学生相談部門)が指導教員等と連携した学習支援体制を整えている。(4) 授業内外での英語学習を支援するため、大学教育センターにおいて「英語特別補習」を実施し、英語科目の履修に関する相談、TOEICや留学に関する相談等に応じている。

附属図書館静岡本館のハーベストルーム及び浜松分館のグループワークエリアを利用してチューターズフロントを開設しており、静岡本館では主に数学や物理について、浜松分館では主に工学、情報学について大学院学生のチューターが専門科目の相談に対応するとともに、教養科目や進路、大学生活に関する相談等も受け付けている。チューターズフロントは大学教育センターキャリアデザイン教育・FD部門が運営しており、平成26年度は、静岡本館で4人、浜松分館で5人がチューターとなっている。

こうした取組に対して、平成24年度に在学学生を対象に実施した「大学生活・学習」に関するアンケートでは、「指導教員に相談しやすい」との問いに対し、学部学生は49.1%、大学院学生は73.8%が、「指導教員以外の教員や相談員に相談しやすい」との問いに対し、学部学生は56.2%、大学院学生は43.8%が、「職員の窓口対応が適切に行われている」との問いに対し、学部学生は48.8%、大学院学生は57.8%が「思う」「やや思う」と回答しており、一定の効果が示されている。

留学生への学習支援に関しては、国際交流センターが、新たな留学生を対象にガイダンス（4月、10月）を行い、大学生生活・日常生活に関する指導を行っている。また、学生交流部門教員がそれぞれオフィスアワーを設け、修学及び生活に係る相談に応じているほか、留学生カウンセラーを静岡・浜松の両キャンパスに配置し、日本語・英語による相談業務を隔週で受けられる体制を整備している。さらに、日本人学生をチューターとして委嘱し、個別支援も行っている。

社会人学生への学習支援に関しては、人文社会科学研究科、総合科学技術研究科（情報学専攻、工学専攻、農学専攻）、情報学研究科、工学研究科及び農学研究科において、夜間、休日、夏季休業期間中等の開講により2年間で修了できる体制を整えており、社会人学生が就労しながら学ぶための弾力的な時間割編成を行っている。

障害のある学生への学習支援に関しては、平成23年度に「障がい学生修学支援規則」を制定し、平成24年度に学生支援センター学生相談部門に修学サポート室を静岡・浜松の両キャンパスに設け、障害等のために修学上困難を伴っている学生及びその保護者、その学生を支援する教職員のサポートをするための専任教員を配置している。修学サポート室では、外部機関（視覚特別支援学校地域支援部や教育実習受入校）との連携を図るとともに、ノートテイクの養成や謝金単価の改訂等も実施している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

従来、課外活動の指導等は学生生活課職員の担当業務であったが、平成24年度から、学生委員会の下部組織として課外活動支援部会（部会長は学生支援センター学生生活支援部門長。体育会及び文化サークル連合の学生も委員。）を立ち上げ、各部・サークルからの要望事項を取りまとめ、課外活動支援部会の議題として取り上げている。また、学生生活課は日頃の業務内容等から、支援すべき事項を取り上げるようにしており、課外活動支援部会、学生生活課で精査した上で、緊急性・優先度の高いものから、順次実施することとしている。

課外活動の共用施設を整備するとともに、教室、運動場施設（体育館、舞踏場、テニスコート、バレーボールコート、サッカー・ラグビー場、プール、陸上競技場、野球場、弓道場、武道場）を届出制により開放している。

「課外活動に対する支援経費配分の基本方針」に基づき、学長裁量経費を用いてサークル交流や合同練習のため、土曜・日曜日にキャンパス間に東西交流バスを双方向で運行している。また、学生表彰規程により、学術研究活動、学業成績優秀者、課外活動や社会的活動で顕著な成績又は功績を挙げた団体・個人を学長表彰している。

平成24年度に在学学生を対象に実施した「大学生生活・学習」に関するアンケートによれば、「サークル活動・課外活動に対して大学としての支援が行われているか」との問いに対する学部学生の「思う」「やや思う」の回答は、37.8%と低い水準となっているが、この結果を受け、東西交流バスの双方向運行等、改善の取組に着手している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生支援センターでは、学生相談に係る企画・立案、調査・分析、研修・ガイダンス、相談を希望する学生への対応等を行っている。また、「指導教員の手引き～学生支援のために～」において相談体制を図示している。指導教員は手引を基に修学面、生活面の指導を行っている。

学生支援センター学生相談部門では、学生相談室のウェブサイトを活用し、学生が利用しやすい環境整備に努めている。平成26年度は、静岡・浜松の両キャンパス合わせて250人程度の学生が相談室を訪れ、延べ1,500件程度の面接が行われている。相談内容は、学業、進路、就職相談、精神障害を抱えた学生への対応、研究室での不適応学生への対応等多岐にわたっている。

ハラスメントの防止に関しては、ハラスメント防止対策委員会が中心となり、相談員、相談箱を配置し、学生からの相談に対応している。学生に対しては、ウェブサイトにはラスメントの定義を明示して、学内規程や相談窓口のリンク先を示し、相談しやすい体制を整えている。また、教職員に対してハラスメントを防止するための外部講師による講演会を学部別に毎年度開催している。

就職支援は、大学教育センターキャリアデザイン教育・FD部門がキャリアデザイン教育を、学生支援センターキャリアサポート部門がキャリアサポートに係る企画・立案、就職指導、就職情報収集と提供及びインターンシップに関することを、学務部就職支援課が企業等の求人情報の受入を行っている。また、各学部においては、就職委員会等が指導教員と連携して対応している。

学生支援センターキャリアサポート部門で行っている就職相談の件数は年々増加の傾向にある。就職ガイダンスは、平成26年度に静岡キャンパス、浜松キャンパスで、それぞれ62回、37回開催され、参加者数は延べ9,000人を超えている。

留学生への生活支援に関しては、国際交流センター学生交流部門と国際交流課国際学生交流係、所属部局等の指導教員、チューター、学生ボランティア等が入学初期の学生生活立ち上げまでの支援等を行うほか、留学生カウンセラーによる生活に係る悩み等の相談を行っている。

障害のある学生への生活支援に関しては、修学サポート室において全学的に対応しており、自動車通学への便宜の提供のほか、社会的スキル指導の実施、学生寮に障害のある学生を受け入れる居室の設置等を行っている。

平成24年度に在学学生を対象に実施した「大学生生活・学習」に関するアンケートによれば、「健康管理・カウンセリング等の体制が整備されている」との問いに対し、学部学生は61.5%、大学院学生は61.7%が「思う」「やや思う」と回答している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する経済的支援として、各種奨学金、授業料免除、学生寮の提供等を実施している。

奨学金については、日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英団体の奨学金に係る情報を「学生生活の手引き」、ウェブサイト、奨学金募集説明会により案内している。平成27年1月1日現在での日本学生支援機構の採用者数は、学部学生、大学院学生を合わせて3,779人である。人文社会科学部、人文社会科学部研究科、工学部、農学部、農学研究科、法務研究科では、卒業生や企業等の寄付金を基に独自の奨学金制度を設けている。留学生に対する経済面の援助としては、文部科学省外国人留学生学習奨励費をはじめ

とする各種奨学金への申請や大学独自の国際交流基金奨学金（月額40,000円×6か月×12人）により支援を行っている。また、「静岡大学未来創成基金」の一部を活用し、修学に際し成績が一定以上でかつ家庭による経済支援が困難な学生に対し奨学金を授与している。

授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則を整備しており、平成26年度は、学部学生、大学院学生を合わせて延べ3,513人が全額又は半額免除されている。また、入学料については、平成23～27年度の平均で41.0人の学生が免除されている。

平成24年度に在學生を対象に実施した「「大学生生活・学習」に関するアンケート」によれば、「奨学金・授業料免除等の支援体制が整備されているか」との問いに対し、学部学生は68.0%、大学院学生は69.1%が「思う」「やや思う」と回答している。

学生寮は、静岡地区に3棟（片山寮：男子学生288人、片山寮：女子学生228人、雄萌寮：男子学生276人）、浜松地区に2棟（あかつき寮：男子学生164人、あけぼの寮：女子学生46人、留学生45人、身体障害のある学生1人）あり、平成27年度は合計800人程度の学生が利用している。このほかに、留学生専用の住居支援施設として国際交流会館が静岡地区と浜松地区に一つずつ設けられており、また、浜松地区に借り上げ寮が1棟ある。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

学務情報システムは学務部教務課によって管理されており、学生の個人情報や履修情報、成績情報等が入力され、蓄積されている。教員データベースは、平成 24 年度以降は入力データを精選・簡素化し、教員自らが教育、研究、社会連携、管理運営等の諸活動のデータを入力する体制としている。

教育の質の保証を目的として、評価会議（議長は評価担当副学長）が中心となり、在学生や卒業生等に対して学生の学習、生活、進路に対する支援及び教育の成果や効果、及び当該大学のイメージ等についてアンケート（「大学生生活・学習」に関するアンケート」「静岡大学に関するアンケート」等）を行うとともに、インタビュー等により意見聴取を行う学生等評価を実施している（原則として 6 年に 1 回）。この学生等評価の集計結果は当該部局に通知されるとともに、評価会議の行う組織評価（自己点検・評価及び外部評価）に用いられる。

また、学校教育法 109 条第 1 項が定める自己点検・評価として、学則第 2 条第 3 項及び評価規則第 12 条に基づき、評価会議は組織評価を担当しており、平成 19～20 年度に引き続き、平成 24～25 年度に実施している（原則として 6 年に 1 回）。実施単位は、学部等（学部、研究科、研究所等）及び学内共同教育研究施設等（大学教育センター、学生支援センター、全学入試センター、国際交流センター等）であり、教育等についての評価項目は、組織の構成、教員及び支援者等、学生の受入、教育内容及び方法、教育の成果等となっている。

各部局等の自己評価実施委員会等は、学生等評価の結果等に基づき自己評価を行い、それらを踏まえて外部評価を実施し、改善計画書を策定している。年度末（未改善事項は翌年度）に各部局等は改善状況を評価会議議長に報告しており、共通教育の質の改善のための教育プログラムや組織の整備につながった例もある。

しかしながら、これら部局等による取組に対する全学的支援や調整の体制が機能しているとはいえ、更なる改善が望まれる。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制がおおむね整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

評価会議が中心となり、原則6年ごとに次の学生等評価を実施している。(1) 学部学生・大学院学生、卒業生・修了生及びその就職先、保護者及び高等学校へのアンケート、(2) 学部学生・大学院学生へのグループインタビュー、(3) 企業等への訪問調査。同会議では、アンケート等の整理、分析を行い、その結果と、改善を要する事項等について部局等に通知し、改善に取り組むこととしている。評価結果は『学生、卒業生、就職先、保護者及び高等学校からの評価報告書』として、評価に基づく実施組織の改善状況は『改善状況報告書』として、ウェブサイトに掲載している。

授業に関しては、全学キャリアデザイン教育・FD委員会が作成した授業アンケート票を用いて、每学期末に授業担当教員が授業評価アンケートを実施し、その結果を全学キャリアデザイン教育・FD委員会が集計・集約した上で各学部フィードバックしている。アンケート結果を踏まえ、各学部のFD委員会は全体として教育目的・目標が達成されたかどうかを確認し、授業担当者は自身の授業を点検する資料とするとともに授業アンケート結果を踏まえたコメントをウェブサイトで学生に公開している。

静岡・浜松の両キャンパスにオピニオンBOXを1か所ずつ設置し、副学長(学生支援担当)等名で回答したものを学生用掲示板に掲示、又は本人に文書を手交している。学生には、「学生生活の手引き」を配布し、オピニオンBOXの趣旨、システム及び設置場所を案内している。

教職員からの意見やニーズは、企画戦略会議で各部局等の現状を説明してもらうなど、課題を把握する機会を設けている。組織改革等の重要事項については、学長、理事をはじめとする全学執行部が、部局等の教授会等で説明し、参加者の意見聴取を行っている。

しかしながら、学生等評価は6年に1回と頻度が低い。また、オピニオンBOXは両キャンパスに1か所ずつと少なく、利用頻度と学生の認知度も低い。教職員の意見が執行部へ十分に届いているとはいえ、意見聴取を行う仕組みに改善が望まれる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、おおむね教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成24年度に卒業生・修了生及びその就職先、保護者及び高等学校を対象にアンケートを実施し、当該大学のイメージ、今後の方向性等について意見の聴取を行っている。例えば、保護者に対して行った「静岡大学に関するアンケート」において、進路支援についての満足度が低かったことから、大学主催の合同企業説明会で保護者向けの就職セミナーを開催する、広報誌へ就職支援体制や担当教員のメッセージを掲載し送付する、就職情報室のウェブサイトにも保護者向けのウェブページを立ち上げるなど、改善に向けた取組を行っている。

また、年6～8回程度開催されている経営協議会において学外委員(9人)から教育活動に対して意見が多数述べられており、それに応じて様々な改善に取り組んでいる。例えば、教育職関連の就職未内定者へのケアについて、平成25年度に教職支援室を設置し、教職について日常的に議論できる場を設けるとともに、教育学部同窓会の推薦を受けた退職教員4人を支援員として配置し、指導や相談を受けられる体制を整えている。また、学生支援・入試戦略室においてキャリア形成ガイダンスを実施している。学外委員からの意見とそれに対する取組事例はウェブサイトにおいて公開している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の実施体制として、大学教育センターにキャリアデザイン教育・FD部門及び全学キャリアデザイン教育・FD委員会を設置している。各学部・研究科等にはFD委員会を置き、同委員会の委員が全学キャリアデザイン教育・FD委員会委員を兼務することにより相互に連携してFD活動を行うことができる体制をとっている。全学キャリアデザイン教育・FD委員会は、優れた授業実践の共有化、教員相互の連携及び学生の参画を図りながら授業改善を進めていくために必要となる基本的な事項として、冊子「FDハンドブック」を全教員に配布している。

全学キャリアデザイン教育・FD委員会は教職員や学生に参加を呼びかけて、夏期FD研修会（平成26年度：5回開催、参加者延べ84人）、FDシンポジウム（平成26年度：1回開催、参加者23人）を開催し、授業改善の意識向上に取り組んでいる。また、新任教員を対象として、教員に必要な心構え等についての新任教員FD研修会（平成26年度：1回開催、参加者37人）を開催している。

学部・研究科等の取組としては、毎年度、各学部・研究科等でFDに関する年度計画を策定し、年度末にはそれに基づいた実施報告書を作成して、全学キャリアデザイン教育・FD委員会に報告している。平成26年度においては、教員相互の授業参観、複数指導教員制の成果と課題の検討、成績評価における専攻間の統一基準の策定、理工系学生向けの英語による授業の試行等を行うとともに、授業の進め方、声の大きさ、板書の仕方、コメントペーパーの活用、情報機器の利用等について改善を進めている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者と教育補助者に対する質の向上を図るために、学務系職員を対象として、大学教育センターキャリアデザイン教育・FD部門主催の全学的なSD研修会（平成26年度：4回開催、参加者延べ144人）を開催している。技術職員については、技術部において毎年度技術報告会を開催し、研鑽の機会を設けている。また、平成25年度には技術部主催の技術職員SD研修会を開催している。各部局等でも、配置されている技術職員に対し、独自に研修を実施している。

大学教育センターキャリアデザイン教育・FD部門では、FD活動の一環として平成22年度にTAの研修を実施（参加者28人）し、その内容を基にマニュアル「ティーチング・アシスタントの心得・FAQ」を作成している。この冊子は、新しくTAとして採用された学生に配布され、活用されている。また、複数のTAによる実習や演習においては、科目ごとに講習等を実施している。例えば、工学部1年次生に対する「工学基礎実習」では、授業開始前にTA全員に対して実習を含む3回の講習を組織的に実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 65,153,882 千円、流動資産 4,515,889 千円であり、資産合計 69,669,771 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 11,506,227 千円、流動負債 4,707,577 千円であり、負債合計 16,213,804 千円である。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 791,148 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

さらに、当該大学では、教育研究プロジェクト推進室を設置して収入の増加を図っている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用18,688,287千円、経常収益18,670,812千円、経常損失17,474千円、当期純損失35,222千円であるが、目的積立金75,026千円を取り崩すことにより、当期総利益39,804千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金1,135,239千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、学長が予算配分方針案を策定し、企画戦略会議、経営協議会、役員会の議を経て、決定している。

学長裁量経費等の戦略的経費の配分状況は、平成26年度91,410千円と平成22～26年度で最低となっている。

また、施設・設備に対する予算配分については、平成26年度は333,000千円となっている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が、役員会、経営協議会等において審議し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査規則に基づき、監査室が監査を実施している。

また、監事、会計監査人、監査室は相互に監査計画や監査報告、監査上の問題点等について情報共有を行い、相互に連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

国立大学法人法により、役員会、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会を、学内措置により企画戦略会議、評価会議を置いている。事務組織は、事務職員204人、技術職員88人、図書館専門職員17人、その他の職員7人（以上、すべて専任の職員）からなる。本部に事務局（事務局長、5部、18課1室、監査室、学長室）、学部、電子工学研究所、創造科学技術大学院に事務部を設置し、学内事務の円滑運営のために事務協議会を開催している。

様々な事象に伴う危機に対処するため、学長を委員長とする危機管理委員会を設置し、危機管理に必要

な事項を審議するとともに、平常時から部局等との連携の下、全学的な危機管理体制を構築し、緊急な危機に迅速に対応できるようにしている。同メンバーからなる危機管理本部を常設し、危機管理に関する情報収集、分析、防止策等について検討する体制を整えている。また、想定される危機全般に対する事象別危機管理マニュアルを策定し、ウェブサイトに掲載している。

地震等災害への備えとして、地震発生時の初動マニュアル、地震災害対応マニュアル及び防災地図を策定し、冊子の配布やウェブサイトへの掲載により大学の構成員に案内している。平成21年度より安否情報システムを導入し、非常時に大学の構成員の安否や所在地を把握できる体制を構築している。また、全学一斉防災訓練の実施、新入生への防災グッズの配布、防災倉庫の設置（静岡キャンパス10か所、浜松キャンパス4か所に、簡易トイレ、飲料水、飲料水製造機、非常食等を備蓄。）等も行っている。地震等災害の防止と被害軽減を目的に、全学に防災対策委員会、部局等に防災管理の組織と自主防災隊を設置し、重大災害が発生又はそのおそれがあるときは非常災害対策本部（本部長：学長）を設置することとしている。

研究費等の不正防止については、研究費等の適正執行のため、学長を最高管理責任者とする管理体制を整備するとともに、不正防止計画推進委員会が研究費の適正使用推進及び不正防止のための環境整備を行うため、毎年度研究費不正防止計画を策定し、不正防止担当者会議が計画の進捗状況を点検している。各部局等への対応としては、各大学等の研究費等の不正に関する報道事例を基に作成した「研究費の使用ハンドブック」及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインにより、研究費の不正使用、及び研究の不正行為の防止について説明している。また、研究者行動規範を平成25年度に改訂している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

評価会議が中心となって実施している学生等評価においてアンケートやグループインタビューを行い、その結果を分析し、改善事項等を当該部局等に通知し、改善に取り組むこととしている。また、各学部・研究科等においては、学生との懇談会を実施して、意見やニーズの把握に努めている。

部局等の教授会から出た教員からの意見やニーズは、全学の会議、委員会等で紹介されるとともに審議され、管理運営に反映できるシステムとなっている。また、部局等の事務職員の意見やニーズは、事務局長を議長とする事務協議会を通して、技術職員の意見やニーズは、技術部長（学長が指名する理事）を議長とする技術部運営委員会を通して把握され、管理運営に反映できるシステムとなっている。

経営協議会の学外委員（9人）からは管理運営に関して意見が多数述べられ、それに応じて様々な改善に取り組んでいる。例えば、運営費交付金が削減された場合の補填等について、学長裁量経費の見直しを行い、若手研究者への支援や重点4分野の研究推進、超領域研究推進等への予算配分を実施している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事2人（非常勤）を置き、国立大学法人法及び監事監査規則に基づき、年度に係る監査計画を策定の上、事業年度の業務及び会計について、期末監査を実施している。

監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に陪席するほか、理事、学部長等からの報告を受けるとともに、中期目標・中期計画、年度計画及び業務実績報告書等の重要な書類を閲覧して、

業務の実施状況を調査している。会計監査については、関係書類の確認及び関係者からの状況聴取を行い、また、会計監査法人から監査方法及び結果の報告を受け、財務諸表及び決算報告書の確認を行い、学長に監査結果を報告している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

中期計画に職員研修の目標を掲げ、平成23年度に研修計画を定めるとともに、職員研修の体系化を図っている。平成26年度は、メンタルヘルス研修（47人）、事務職員語学研修（5人）等のキャリア別、課題別研修会を実施するとともに、東海地区国立大学法人等職員基礎研修（15人）、中部地区エンパワーメントセミナー（1人）等の学外の研修会に参加している。

研修計画については、毎年度具体的研修内容の見直しを行っている。平成26年度からは、「全学的な教育改革・組織改革によるグローバル人材育成機能の強化ーターゲット・アジア人材育成拠点の構築ー」を進めるに当たり、従来実施してきた海外職員研修を東南アジアの協定校に焦点を当て実施しており、派遣人員も倍増している。また、非常勤職員の業務遂行上の基礎知識や接遇スキルの向上を目的に、平成26年度からパート職員等研修を実施し、平成26年度は両キャンパスを合わせ40人が参加しており、今後の教育研究業務を支援する幅広い人材の養成が期待される。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学の活動の総合的な状況については、6年に1回、学長が指名した副学長1人、評議員2人、部局等からの教員10人からなる評価会議を中心に自己点検・評価を行っている。

具体的には、各部局等の自己評価実施委員会等が組織評価として大学評価・学位授与機構の機関別認証評価の基準・観点に準じた方法で自己評価報告書を作成し、それを基に外部評価を実施し、評価会議に報告している。評価会議はそれらを取りまとめ、各部局等の自己評価報告書及び外部評価報告書をウェブサイトで公表している。各部局等においては要改善事項について改善の取組に着手し、その成果及び進捗状況について年度末に評価会議に報告を行い、これについても改善状況報告書としてウェブサイトで公表している。

これらの自己点検・評価の根拠となる資料やデータは、学務情報システム、人事・給与システム、教員データベース等のほか、国立大学法人評価委員会による法人評価の年度計画の進捗状況調査に用いられる中期計画・年度計画進捗管理システムに、毎年度各部局等が入力するものに基づいている。

各部局等から提出された改善状況報告書は、評価会議で検討され、その検討結果は教育研究評議会、経営協議会、役員会に報告され、大学の活動の全般的な状況について情報共有が進められている。

しかしながら、評価会議は部局等の自己評価の取りまとめの役割は果たしているものの、全学レベルの自己評価を行っているとはいえず、各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けが不十分である。また、平成27年度の大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、お

むね自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

国立大学法人評価委員会による法人評価において、各年度の業務実績報告書及び第1期中期目標期間終了時の達成状況報告書を同委員会に提出し、評価を受けている。学校教育法により求められる認証評価については、平成21年度に大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価により、大学評価基準を満たしているとの評価を受けている。

法務研究科（専門職学位課程）については平成21年度及び平成26年度に大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受け、平成21年度においては平成22年度の追評価により、大学評価・学位授与機構が定める評価基準に適合しているとの評価を受けているが、平成26年度においては適合していないとの評価を受けている。教育学研究科（専門職学位課程）については平成24年度に教員養成評価機構による教職大学院認証評価を受け、評価基準に適合しているとの評価を受けている。情報学部、工学部、農学部ではJABEE（日本技術者教育認定機構）等による外部評価を受けている。

平成24～25年度に実施した全学的な部局等の組織評価において、学外有識者による外部評価を実施している。部局等ごとに課題として指摘された事項を要改善事項として取りまとめ、改善計画を策定し、随時改善に取り組んでいる。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価については、評価会議が、教育研究評議会や企画戦略会議に対して、評価結果、要改善事項、改善計画等を報告し、改善に向けた審議・意思決定に資することとしている。改善のための取組としては、学部学生の英語教育について、平成25年度の共通教育カリキュラム改革において、TOEICの得点に応じた到達度別授業科目の設定と基礎的基準に達しない学生に対する補習授業の制度化、及び海外英語研修の単位化、アカデミックイングリッシュの導入と自由科目の設定の組合せによる英語関係授業科目の履修範囲拡大等の実施に伴う学習効果の検証と、授業内容の改善により、平成25年度に実施したTOEICの平均点が前年度比22点上がるなど、学生の英語能力向上に成果が出ている。また、平成27年度後学期よりアジアブリッジプログラムを開始し、学士課程の学生が副専攻として英語による科目履修や、海外インターンシップ等によって、英語によるコミュニケーション能力の養成ができるようにしている。

外部者による評価結果については、役員及び部局長等に通知を行うとともに、役員会、教育研究評議会及び経営協議会に報告し、大学全体での情報共有を図り、改善すべき点等は、評価会議議長である評価担当副学長が、役員会及び教育研究評議会等において、各担当理事、各部局長等へ改善依頼を行い、全学的に対応している。

なお、法務研究科（専門職学位課程）は平成26年度法科大学院認証評価において法科大学院評価基準に適合していないとの評価を受けており、平成28年度からの学生募集停止を決定している。

平成21年度大学機関別認証評価で「改善を要する点」として指摘された事項、平成24年度法人評価において指摘された事項、平成24年度組織評価における外部評価で指摘された事項のそれぞれに対して、全学あるいは部局等で改善計画を策定し、改善に取り組んでいる。例えば、「一部の学部・研究科等において、自習スペース、ラウンジ等の自主的学習環境の整備が十分に行われているとはいえない。」という指摘に対し、施設マネジメントにおける全体計画を定め骨格となる考えを示す「キャンパスマスタープラン」、年度

静岡大学

計画を定め中期計画の変化に対応する「キャンパスマスタープラン 2010-2015」を策定し、計画的に整備に取り組んでいる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 非常勤職員の業務遂行上の基礎知識や接遇スキルの向上を目的に、平成 26 年度からパート職員等研修を実施しており、今後の教育研究業務を支援する幅広い人材の養成が期待される。

【改善を要する点】

- 評価会議は部局等の自己評価の取りまとめの役割は果たしているものの、全学レベルの自己評価を行っているとはいえ、各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けが不十分である。
- 平成 27 年度の大学機関別認証評価のために作成、提出された自己評価書は、大学の総合的な状況を社会に対して分かりやすく説明するものとはなっていない。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的及び各学部・研究科等の目的については、教育研究活動等についての情報をウェブサイトで一括して公表している。大学の理念・目標については、ウェブサイト「理念・ビジョン」及び「大学概要」（冊子としても印刷）に、各学部・研究科等については、それぞれのウェブサイトに掲載し、公表するとともに周知を図っている。

教職員に対しては、新任教職員を対象とする新任教職員研修等により周知を図っている。学生に対しては、「学生生活の手引き」や、学生便覧等に掲載し、全学生に配布するとともに、年度の初めに各学部・研究科等でガイダンスを実施し、周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、ウェブサイトにおいて学部、大学院に分けて一括して公表し、周知を図っている。入学者受入方針は入学者選抜要項や学生募集要項に掲載し、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は各学部・研究科等の学生便覧、規則集等に掲載し、学生への配布等により周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等についての情報は、ウェブサイト、刊行物により公表している。学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項、及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定される事項は、ウェブサイトに「教育情報の公表」ページを設定し公表している。独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条に規定される、中期目標・中期計画、財務、評価、監査等の法定公開情報は、ウェブサイトに「法定公開情報」ページを設定して公表している。また、国際広報活動の強化・充実を目的としてウェブサイトにおいて英語による教育研究情報の発信を行っている。

学術情報は、教員データベース及び学術データベースにより研究者情報と発表した論文等の研究成果を社会に発信している。また、先導的な研究を担っている研究者を卓越研究者、若手重点研究者に選定し、専用のウェブサイトを開設してその研究成果を広く公開している。さらに、広報誌『SUCCESS』は紙媒体で発行するとともに PDF 形式でウェブサイトへ掲載し、トップページのニュース・イベント一覧

静岡大学

等において教育研究活動等の成果に関する情報を広く社会に発信している。

また、大学の概要、教育、研究、活動内容等を、広く一般に動画で情報発信することを目的に、平成 25 年 4 月にクラウド&コンピューティングによるウェブ動画サイトを創設し、運用している。ウェブサイトのトップページにバナーを設定しており、平成 27 年 5 月現在、動画数は 1,084 件で、動画再生回数は約 55 万 4 千回である。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について、既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。

意見の申立てがあったものについては、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立件数：4件

（申立1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p>（1）意見の申立ての対象となる基準 基準4 学生の受入</p> <p>（2）意見の申立ての対象となる箇所 （評価結果の根拠・理由） 観点4-2-① <u>教育学研究科（博士後期課程）については入学定員超過率が高い。</u></p> <p>（3）意見 「教育学研究科（博士後期課程）については、入学定員が少人数であるという事情はあるが、入学定員超過率が高い。」に修正願いたい。</p> <p>（4）理由 教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年のみ の博士課程）の入試は、自己評価書P.69に記載のと おり実施している。当該専攻の入学定員は静岡大学 教育学研究科4名、愛知教育大学教育学研究科4名 と少人数である。そのため、入学者数が若干名入学 定員を上回っただけで、超過率が高くなってしま うという事情がある。 評価対象期間である平成24・25・26・27年度の静 岡大学教育学研究科の入学定員はそれぞれ4・4・ 4・4名（合計16名）、入学者がそれぞれ6・5・ 4・6名（合計21名）、過員がそれぞれ2・1・0・ 2名（合計5名）となっている。</p>	<p>（1）対応 次のとおり修正を行う。</p> <p>（評価結果の根拠・理由） 観点4-2-① 入学定員が少人数であるという事情はあるもの の、教育学研究科（博士後期課程）については入学 定員超過率が高い。</p> <p>（2）理由 当該大学の申立てに基づいて、事実関係を詳細に 記載することとした。</p>

<p>この過員は、合格者のうちから入学辞退者が出る公算に備えたこと等に起因して生じたものである。</p> <p>以上のような事情により、表現上の措置を願いたい。</p>	
--	--

(申立2)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>(1) 意見の申立ての対象となる基準 基準4 学生の受入</p> <p>(2) 意見の申立ての対象となる箇所 【改善を要する点】 ○ <u>大学院課程の一つの研究科においては、入学定員超過率が高い。</u></p> <p>(3) 意見 「大学院課程の一つの研究科においては、入学定員が少人数であるという事情はあるが、入学定員超過率が高い。」に修正願いたい。</p> <p>(4) 理由 教育学研究科共同教科開発学専攻（後期3年のみの博士課程）の入試は、自己評価書P.69に記載のとおり実施している。当該専攻の入学定員は静岡大学教育学研究科4名、愛知教育大学教育学研究科4名と少人数である。そのため、入学者数が若干名入学定員を上回っただけで、超過率が高くなってしまいうという事情がある。 評価対象期間である平成24・25・26・27年度の静岡大学教育学研究科の入学定員はそれぞれ4・4・4・4名（合計16名）、入学者がそれぞれ6・5・4・6名（合計21名）、過員がそれぞれ2・1・0・2名（合計5名）となっている。 この過員は、合格者のうちから入学辞退者が出る公算に備えたこと等に起因して生じたものである。 以上のような事情により、表現上の措置を願いたい。</p>	<p>(1) 対応 原案どおりとする。</p> <p>(2) 理由 【改善を要する点】の記述は、本文からの抜粋であり、入学定員充足率に関しては全大学一律の記述としていることから、追記しないこととした。</p>

(申立3)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>(1) 意見の申立ての対象となる基準 基準9 財務基盤及び管理運営</p> <p>(2) 意見の申立ての対象となる箇所 (評価結果の根拠・理由) 観点9-3-① <u>しかしながら、評価会議は部局等の自己評価の取りまとめの役割は果たしているものの、全学レベルの自己評価を行っているとはいえず、各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けが不十分である。</u></p> <p>(3) 意見 「評価会議は部局等の自己評価の取りまとめの役割を果たすとともに、全学レベルの自己評価を行っており、各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けを行っている。」に修正願いたい。</p> <p>(4) 理由 自己評価書P.290 (観点9-3-①) に記述しているとおり、本学の自己点検・評価に関して、全学評価会議と部局の自己点検評価実施委員会等との連携の下で実施する体制が構築されており、評価規則に基づき、国立大学法人評価に対する中期目標・中期計画の進捗管理、年度ごとの自己点検・評価を通じた業務実績報告書を作成しているほか、評価会議の主導の下、部局ごとの自己点検・評価と外部評価及び学生等評価を実施し、改善事項の抽出を通して、部局レベル・全学レベルの改善に取り組んでいる。また、観点9-3-③に関する追加資料 [自己点検・評価の評価結果がフィードバックされ改善のための取組が行われている代表的な事例について] (平成27年10月27日提出) に示しているように、今回の機関別認証評価に伴う自己点検・評価においても、学内データの収集・管理の在り方やデータに基づく大学運営方針の決定に関する分析から、既にIR</p>	<p>(1) 対応 原案どおりとする。</p> <p>(2) 理由 当該観点の評価結果の根拠・理由は、自己評価書、根拠資料及び訪問調査における状況確認を考慮したものであるが、申立ての理由及び他の観点における根拠・理由を合わせても、各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けが十分に行われていることを示す根拠とはいえないと判断した。</p>

<p>の整備を検討中である。</p> <p>このような自己点検・評価に基づいて、改善の取組が行われた結果として、評価結果（案）における観点9-3-③の「評価結果の根拠・理由」が以下の内容となっている。</p> <p>（以下、抜粋）「自己点検・評価については、評価会議が、教育研究評議会や企画戦略会議に対して、評価結果、要改善事項、改善計画等を報告し、改善に向けた審議・意思決定に資することとしている。改善のための取組としては、学部学生の英語教育について、…。また、平成27年度後学期よりアジアブリッジプログラムを開始し、…。</p> <p>外部者による評価結果については、役員及び部局長等に通知を行うとともに、役員会、教育研究評議会及び経営評議会に報告し、大学全体での情報共有を図り、改善すべき点等は、評価会議議長である評価担当副学長が、役員会及び教育研究評議会等において、各担当理事、各部局長等へ改善依頼を行い、全学的に対応している。」</p> <p>以上のことから、評価会議は部局等の自己評価の取りまとめの役割だけでなく、全学レベルの自己評価を行っており、各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けを行っていることは明らかである。</p>	
---	--

(申立4)

申立ての内容	申立てへの対応
<p>(1) 意見の申立ての対象となる基準 基準9 財務基盤及び管理運営</p> <p>(2) 意見の申立ての対象となる箇所 【改善を要する点】</p> <p>○ <u>評価会議は部局等の自己評価の取りまとめの役割は果たしているものの、全学レベルの自己評価を行っているとはいえず、各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けが不十分である。</u></p>	<p>(1) 対応 原案どおりとする。</p> <p>(2) 理由 当該観点の評価結果の根拠・理由は、自己評価書、根拠資料及び訪問調査における状況確認を考慮したものであるが、申立ての理由及び他の観点における根拠・理由を合わせても、各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けが十分に行われていることを示す根拠とはいえないと判断したことから改善を要する点とした。</p>

(3) 意見

【改善を要する点】から削除願いたい。

(4) 理由

自己評価書P.290（観点9-3-①）に記述しているとおり、本学の自己点検・評価に関して、全学評価会議と部局の自己点検評価実施委員会等との連携の下で実施する体制が構築されており、評価規則に基づき、国立大学法人評価に対する中期目標・中期計画の進捗管理、年度ごとの自己点検・評価を通じた業務実績報告書を作成しているほか、評価会議の主導の下、部局ごとの自己点検・評価と外部評価及び学生等評価を実施し、改善事項の抽出を通して、部局レベル・全学レベルの改善に取り組んでいる。また、観点9-3-③に関する追加資料 [自己点検・評価の評価結果がフィードバックされ改善のための取組が行われている代表的な事例について]（平成27年10月27日提出）に示しているように、今回の機関別認証評価に伴う自己点検・評価においても、学内データの収集・管理の在り方やデータに基づく大学運営方針の決定に関する分析から、既にIRの整備を検討中である。

このような自己点検・評価に基づいて、改善の取組が行われた結果として、評価結果（案）における観点9-3-③の「評価結果の根拠・理由」が以下の内容となっている。

（以下、抜粋）「自己点検・評価については、評価会議が、教育研究評議会や企画戦略会議に対して、評価結果、要改善事項、改善計画等を報告し、改善に向けた審議・意思決定に資することとしている。改善のための取組としては、学部学生の英語教育について、…。また、平成27年度後学期よりアジアブリッジプログラムを開始し、…。

外部者による評価結果については、役員及び部局長等に通知を行うとともに、役員会、教育研究評議会及び経営評議会に報告し、大学全体での情報共有を図り、改善すべき点等は、評価会議議長である評価担当副学長が、役員会及び教育研究評議会等において、各担当理事、各部局長等へ改善依頼を行い、

<p>全学的に対応している。」</p> <p>以上のことから、評価会議は部局等の自己評価の取りまとめの役割だけでなく、全学レベルの自己評価を行っており、各部局等の自己点検・評価、改善への取組と全学的対応との関連付けを行っていることは明らかである。</p>	
---	--

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人静岡大学

(2) 所在地 静岡県静岡市

(3) 学部等の構成

学部：人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部

研究科：人文社会科学研究科、教育学研究科、総合科学技術研究科（以上、修士課程）、教育学研究科（共同教科開発学専攻）、自然科学系教育部（以上、博士課程）、教育学研究科（教育実践高度化専攻）、法務研究科（以上、専門職学位課程）

※上記の研究科等の他、岐阜大学大学院連合農学研究科に参加している。

附置研究所：電子工学研究所

関連施設：グリーン科学技術研究所、大学教育センター、学生支援センター、全学入試センター、国際交流センター、情報基盤センター、防災総合センター、浜松キャンパス共同利用機器センター、教職センター、こころの相談室、キャンパスミュージアム、高柳記念未来技術創造館、イノベーション社会連携推進機構、情報基盤機構、全学教育基盤機構、安全衛生センター、男女共同参画推進室、附属図書館、技術部、事務局、保健センター

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 8,657人、大学院 1,531人

専任教員数：726人、助手数：1人

2 特徴

(1) 設置の経緯と現況

静岡大学（以下「本学」という。）は、昭和24年5月31日に、静岡高等学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校、静岡青年師範学校及び浜松工業専門学校を母体に、文理学部、教育学部、工学部から成る県内初の4年制国立大学として発足した。

本学のキャンパスは、前身・設置の経緯から、2つの政令指定都市である静岡市と浜松市に立地する。静岡市は、県の行政と商業の中心地であり、市を中核とする中東部地域は、食品産業、医薬・医療産業が著しい発展をみせている。他方、浜松市は、古くは繊維・染色産業から始まり、楽器、二輪車、自動車の製造、最近では、光・電子産業の創出等日本の産業創成を担ってきた工業都市である。こうした両キャンパスの立地を反映し、現

在、静岡キャンパスには、人文社会科学部・研究科、教育学部・研究科、理学部、農学部、法務研究科を、浜松キャンパスには、情報学部、工学部を、また、両キャンパスに総合科学技術研究科、創造科学技術大学院・自然科学系教育部、電子工学研究所、グリーン科学技術研究所を設置している。

(2) 教育の特徴

①幅広く深い教養と基礎的能力、高い専門性の育成

共通教育と専門教育の有機的連携を図り、幅広く深い教養と、それを踏まえた専門知識・技術の修得を目指すとともに、今日の知の創造に不可欠な基礎的实践能力（外国語能力、情報活用能力、プレゼンテーション能力等）の育成を目的とする教育を展開している。

②高度専門職業人の育成

大学院課程において、社会のニーズに即したカリキュラムの編成のもと、企業や自治体、教育界等と協働した実践的教育を推進することにより、課題探求・解決能力を有し、かつ社会性と国際性を備えた高度専門職業人の育成に取り組んでいる。

③グローバル人材の育成

教育の国際化を進めるため、外国語教育、国際関連講義、英語による講義、外国人研究者による講演等の充実に取り組むとともに、産業界との連携のもと地域企業の海外展開を支えるグローバル人材を育成する全学横断型のアジアブリッジプログラムを進めている。

(3) 研究の特徴

①研究組織の整備と世界トップクラス研究の推進

世界トップクラスの研究拠点の形成を目指して、電子工学研究所（平成25年度より共同利用・共同研究拠点）、グリーン科学技術研究所の2研究所を設置し、さらに超領域研究推進本部のもとに全学体制で重点4分野の高度な研究を推進している。

②地域社会と連携したプロジェクト研究の推進

浜松医科大学、光産業創成大学院大学、浜松ホトニクス(株)及び本学の4機関連携のもと、「国際科学イノベーション拠点整備事業」を進めるとともに、地域特性を活かした社会文化に関わる研究や地域課題解決のための研究を推進している。

教育・研究及びこれらの成果の社会への還元を通して、地域とともに発展する静岡大学を目指している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の目的・使命

本学は、「国立大学法人静岡大学学則」第1条において、「学校教育法」第83条に基づき、大学の目的・使命につき、「国立大学法人静岡大学は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。」と定めている。

平成19年度に、中長期目標として「未来を拓く静岡大学～ビジョンと戦略～」(http://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/pdf/vision_policy.pdf)を策定・公表し、「自由啓発・未来創成」をキーコンセプトとする「ビジョン」を掲げるとともに、教育・研究・社会連携につき、より具体的に3つの使命を次のように定めている。

教 育：地球の未来に責任をもち、国際的感覚を備え、高い専門性を有し、失敗を恐れないチャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成します。
研 究：世界の平和と人類の幸福を根底から支える諸科学を目指し、創造性あふれる学術研究を行います。
社会連携：地域社会とともに歩み、社会が直面する諸問題に真剣に取り組み、文化と科学の発信基地として、社会に貢献します。

2 教育研究活動を実施する上での基本方針

本学は、教育研究活動を実施する上での基本方針を「国立大学法人静岡大学第二期中期目標」（平成22-27年度）(<http://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/plan/pdf/20150323henko.pdf>)に次のように定めている。

静岡大学は、「自由啓発・未来創成」のビジョンに基づき、人材育成を旨とし、質の高い教育と創造的な研究を推進し、社会と連携し、ともに歩む存在感のある大学を目指す。

第二期中期目標期間においては、分野ごとに下記の基本的な目標を定め、そのため、教える場から学びの場への転換、自由な基礎的研究の推進と学際・未踏の研究分野への組織的な取り組み、地域社会と協働した現代の諸課題へのチャレンジ、国際性豊かな人材育成、法人組織運営の自律性とアカウンタビリティーの一層の明確化を図る。

【教育に関する基本的目標】

- 国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成する。
- 教職員と学生が相互に潜在能力を引き出し、知と文化を未来に継承・発展させる。

【研究に関する基本的目標】

- 知の蓄積を図り、世界をリードする基礎的・独創的な研究を推進する。
- 地域の学術文化の向上に寄与するとともに、地域産業の特色を活かし、産業振興に資する研究を推進する。

【社会連携に関する基本的目標】

- 現代の諸課題に真摯に向き合い、地域社会と協働し、その繁栄に貢献する。

【国際化に関する基本的目標】

- 創造的な教育研究を通して、国際性豊かな大学を目指す。

【経営基盤に関する基本的目標】

- 本学の活動について社会の一層の理解を求め、法人組織の経営基盤の安定化を進める。

3 達成しようとする基本的な成果

(1) 上記の目的・使命、基本方針に基づき、達成しようとする基本的成果を「中期目標」に次のように定めている。

1 教育に関する目標**(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標****<学士課程>**

- ① アドミッションポリシーに基づき、学生を受け入れ、幅広く深い教養と専門知識をもち、国際社会に通用し得る課題探求能力と問題解決能力、人間性豊かでチャレンジ精神に満ちた人材を育成する。
- ② 教育の質の保証のため、厳格な成績評価を行うとともに、教育の成果を多角的・客観的に検証し、教育の改善を進める。

<大学院課程・専門職大学院課程>

- ③ アドミッションポリシーに基づき、学生を受け入れ、
- ・修士課程においては、質の高い高度職業人、
 - ・博士課程においては、高度な専門的知識能力をもち、新しい領域を開拓することのできる高度職業人、
 - ・専門職大学院においては、高度専門職人材、を養成する。
- ④ 教育の質の保証のため、厳格な成績評価を行うとともに、教育の成果を多角的・客観的に検証し、教育の改善を進める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ① 教育の質を保証するため、教えの場から多様な学びの協働体への転換を進めつつ、教職員の適正配置、教育環境の整備等を行う。

(3) 学生への支援に関する目標

- ① 学生の自主的・創造的な学習を推進するとともに、生活及び課外活動を支援する。

2 研究に関する目標**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標**

- ① 自由な研究環境のもとに基礎的な研究を推進し、また、学際領域における特色あるグローバルな研究を組織的に推進する。
- ② 地域の特色、産業振興に資する研究や、地域の特性を活かした学術文化の向上に寄与する研究を推進する。
- ③ 大学で創出される研究成果を社会へ還元する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- ① 地域から世界に羽ばたく創造的な研究を推進するため、高い研究能力を有する研究者を確保・育成し、また、研究推進体制を改善する。
- ② 質の高い研究を支援する環境を整える。

3 その他の目標**(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標**

- ① 教育・研究を土台に地域と協働し、地域社会のニーズに応え、教育研究成果を社会に積極的に還元する。

(2) 国際化に関する目標

- ① 国際感覚を養成する教育と、世界をリードする重点研究を推進し、知の拠点形成を目指す。

(3) 附属学校園に関する目標

- ① 大学・教育学部及び地域の教育界との連携・協力を強化し、附属学校園の教育の改善を進め、かつ、より資質の高い教員の養成に貢献するとともに、今日的な教育課題に対応した教育研究を進める。

(2) 学部・研究科等は、上記の本学の目的・使命、教育目標に基づき、学部・研究科等規則において、教育目的を定めている（資料1-1-4、1-1-8参照）。